

## ○京都府府営住宅条例

昭和42年3月28日  
京都府条例第10号

京都府府営住宅条例をここに公布する。

### 京都府府営住宅条例

京都府営住宅設置並びに管理条例（昭和27年京都府条例第45号）の全部を改正する。

目次

#### 第1章 総則（第1条—第3条）

#### 第2章 府営住宅等の管理

##### 第1節 入居（第4条—第17条の2）

##### 第2節 家賃等（第18条—第31条）

##### 第3節 入居者の義務（第32条—第42条）

##### 第4節 雜則（第43条・第43条の2）

#### 第2章の2 駐車場の管理（第44条—第44条の6）

#### 第2章の3 管理の特例等（第44条の7・第44条の8）

#### 第3章 公営住宅建替事業等（第45条—第48条の2）

#### 第4章 社会福祉法人等による府営住宅の使用（第49条—第51条）

#### 第5章 補則（第52条）

附則

#### 第1章 総則

（平9条例18・章名追加）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、府営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅（以下「府営住宅等」という。）並びに共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（平9条例18・平12条例25・一部改正）

#### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）府営住宅 府が設置する住宅及びその附帯施設で、次に掲げるものをいう。

ア 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）

イ 特定公共賃貸府営住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じる住宅及びその附帯施設として低額所得者に賃貸するためのもの（以下「準公営住宅」という。）

（2）特定公共賃貸府営住宅 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の規定に基づく國の補助に係るものという。

（3）特別賃貸府営住宅 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、府営住宅及び特定公共賃貸府営住宅以外のものをいう。

（4）共同施設 市町村並びに公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条各号に掲げる施設をいう。

（5）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

（6）所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に規定する所得をいう。

（平9条例18・平12条例25・平18条例40・平24条例46・一部改正）

#### （設置）

第3条 住宅に困窮する者に対して貸貸し、又は軒貸するため府営住宅及び特別賃貸府営住宅を、自ら居住するために住宅を必要とする者に対して貸貸するため特定公共賃貸府営住宅を別表第1のとおり設置する。

（平9条例18・平12条例25・一部改正）

#### 第2章 府営住宅等の管理

（平9条例18・章名追加）

##### 第1節 入居

（平9条例18・節名追加）

##### （入居の申込み）

第4条 府営住宅等に入居しようとする者は、次条第1項又は第11条第1項の募集に応じて知事に入居の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、募集の都度1世帯1戸とする。

（平9条例18・一部改正）

##### （入居者の募集）

第5条 入居者の募集は、公募によつて行う。

2 前項の公募の方法は、規則で定める。

（平9条例18・追加）

##### （公募の例外）

第6条 前2条の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる特別の事由がある場合においては、公募を行わず、特定の者をその者の入居の申込みにより府営住宅等に入居させることができる。

（1）災害

（2）不良住宅の撤去

（3）公営住宅の借上げに係る契約の終了

（4）法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）による公営住宅の除却

（5）令第5条第1号又は第2号に掲げる事由

（6）現に府営住宅等に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けたこと、既存入居者又は同居者が他の既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている府営住宅等（当該既存入居者が現に準公営住宅に入居している場合にあつては準公営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅に、特定公共賃貸府営住宅に入居している場合にあつては特定公共賃貸府営住宅に、特別賃貸府営住宅に入居している場合にあつては特別賃貸府営住宅に限る。）に当該既存入居者が入居することが適切であること。

（7）公営住宅の入居者と相互に入れ替わること、準公営住宅の入居者が相互に入れ替わること、特定公共賃貸府営住宅の入居者が相互に入れ替わること又は特別賃貸府営住宅の入居者が相互に入れ替わることが、それぞれ双方の利益となること。

2 前2条の規定にかかわらず、知事は、公募を行わず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第19条の規定により入居を希望する旨を知事に申し出た者を公営住宅又は特定公共賃貸府営住宅に入居させるものとする。

3 前2条の規定にかかわらず、知事は、公募を行わず、密集市街地整備法第17条第1項に規定する代替住宅が準公営住宅又は特別賃貸府営住宅である場合において、同項に規定する入居申出期間内に入居を希望する旨を知事に申し出た者を当該準公営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居させることができる。

（平9条例18・追加・平12条例25・平16条例14・平18条例23・平18条例40・平24条例46・平26条例45・一部改正）

#### (入居者資格)

- 第7条 府営住宅の入居者は、法第23条各号及び第24条第2項（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条文は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定の適用を受ける者（以下「被災居住者等」という。）にあつては、法第23条第2号及び第24条第2項）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者で規則で定める住宅に入居するもの（以下この条において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては第3号及び第4号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。
- （1）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者その他姻戚の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者（次項第3号において「婚姻の予約者等」という。）を含む。以下「同居親族」という。）があること。
- （2）府内に住所又は勤務場所を有すること。
- （3）知事が適当と認める連帯保証人があること。
- （4）その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- （1）入居者又は同居者に障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者がある場合
- （2）入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- （3）入居者及びその配偶者若しくは婚姻の予約者等（婚姻の予約者にあつては、第5条第1項又は第11条第1項の公募の際に指定された日までに婚姻をする場合に限る。以下「入居者等」という。）のいずれもが第4条第1項に規定する入居の申込みの日現在で40歳未満であり、かつ、当該入居者等が婚姻した日から起算して1年を経過する日（その日が第5条第1項又は第11条第1項の公募の期間中である場合は、当該期間の末日）までに第4条第1項に規定する入居の申込みをし、当該入居者等を含む者で構成する世帯で府営住宅に入居する場合又は当該場合に該当して入居した場合であって当該入居者等を含む者で構成する世帯で府営住宅に入居しているとき（当該入居の日から起算して10年を超えて入居している場合を除く。）。
- （4）同居者に12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
- （5）同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合
- （6）法第24条第2項に規定する公営住宅の入居者である場合（同項の災害発生日の翌日から起算して3年を超えて入居している場合を除く。）
- 3 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- （1）法第23条第1号イに掲げる場合 214,000円
- （2）法第23条第1号ロに掲げる場合 158,000円
- 4 特定公共賃貸府営住宅の入居者は、第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件（前条第1項第1号から第5号までに掲げる事由がある入居者及び同居親族がない入居者の居住の用に供する規則で定める特定公共賃貸府営住宅の入居者にあつては、第1項第3号及び第4号に掲げる条件）のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
- （1）知事が定める基準の所得があること。
- （2）自ら居住するために住宅を必要とするものであること。
- 5 特別賃貸府営住宅の入居者は、第1項各号に掲げる条件（高齢者等にあつては同項第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては同項第3号及び第4号に掲げる条件）のほか、次に掲げる条件（被災居住者等にあつては、第2号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。
- （1）規則で定める基準の収入があること。
- （2）現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- 6 密集市街地整備法第20条第1項第2号イ及び第21条第1項第2号イに規定する条例で定める金

額は、密集市街地整備法第19条の規定による申出（次項において「申出」という。）に係る次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- （1）公営住宅 214,000円
- （2）特定公共賃貸府営住宅 487,000円
- 7 密集市街地整備法第20条第1項第2号ロ及び第21条第1項第2号ロに規定する条例で定める条件は、申出に係る次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める条件を入居者が具備することとする。
- （1）公営住宅 第1項各号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第2号から第4号までに掲げる条件）を具備し、かつ、第2項各号のいずれかに該当すること。
- （2）特定公共賃貸府営住宅 第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件を具備すること。
- （昭55条例29・平7条例23・一部改正、平9条例18・旧第5条以下、一部改正、平12条例25・平12条例33・平18条例23・平19条例55・平24条例46・平25条例41・平26条例45・平27条例44・一部改正）

#### （入居者資格の特例）

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者が、当該明渡しに伴い府営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、法第23条各号及び前条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第6条第1項の規定による府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居の申込み（知事が別に定める大規模な災害を事由とする申込みに限る。）がされた場合においては、その申込みをした者は、前条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。

3 府営住宅若しくは特別賃貸府営住宅に入居しようとする者又はその者の同居親族のいずれかに東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11において居住していた者がある場合において、次条第4項の規定によりその者が含まれる世帯を対象として知事が割当てをした府営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居の申込みをした者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。

（平9条例18・追加、平24条例46・平27条例36・一部改正）

#### （府営住宅及び特別賃貸府営住宅の入居者の選考）

第9条 知事は、第5条第1項の要領に応じて府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき府営住宅又は特別賃貸府営住宅の戸数を超える場合は、当該入居の申込みをした者が、住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの府営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから入居者を選考する。

- （1）住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- （2）他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- （3）住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者
- （4）正当な事由による立退きの要求を受け、適正な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- （5）住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入にして著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- （6）前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかである者
- 2 知事は、前項各号に該当する入居申込者の数が入居させるべき府営住宅又は特別賃貸府営住宅の

戸数を著しく超える場合は、当該入居申込者について公開による抽選を行い入居予定者を抽出する。この場合において、知事は、その抽選について必要があると認めるときは、当該公募に係る府営住宅又は特別賃貸府営住宅の所在する市町村内に住所又は勘定場所を有する者に対して、他の者よりも3倍を超えない範囲内で当選する確率を高くすることができる。

- 3 知事は、前項の規定により入居予定者の抽出を行った場合は当該抽出された入居予定者について、その他の場合は第1項各号に該当する者について、住宅に困窮する実情を調査し、京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する。
- 4 知事は、20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する高齢者、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める者については、前2項の規定にかかわらず、知事が専門的をした府営住宅又は特別賃貸府営住宅に優先的に選考し、京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居させることができる。

(昭49条例41・昭55条例29・一部改正、平9条例18・旧第7条線下・一部改正、平12条例25・平24条例46・平26条例25・一部改正)

#### (特定公共賃貸府営住宅の入居者の選考)

- 1 知事は、第5条第1項の募集に応じて特定公共賃貸府営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸府営住宅の戸数を超える場合は、当該入居申込者について公開による抽選を行い入居予定者を抽出する。
- 2 知事は、前項の規定により入居予定者の抽出を行った場合は、当該抽出された入居予定者について、住宅を必要とする実情を調査し、京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する。
- 3 知事は、20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する高齢者、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める者については、1回の募集ごとに入居させるべき特定公共賃貸府営住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数について、第5条及び前2項の規定により、特定公共賃貸府営住宅の入居者として決定することができる。

(平12条例25・追加、平24条例46・一部改正)

#### (府営住宅等の入居補欠者)

- 1 知事は、前2条の規定により入居者を選考する場合に入居補欠者を定めることができる。
- 2 知事は、府営住宅等の入居者と決定された者が当該府営住宅等に入居しない場合においては、前項の入居補欠者のうちから入居者を決定する。
- 3 第9条第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、前項の入居者の決定について準用する。

(平9条例18・旧第8条線下・一部改正、平12条例25・一部改正)

#### (補充入居予定者の募集)

- 1 知事は、府営住宅等が空家になった場合における入居者を募集するため、府営住宅等の補充入居予定者の公募を行うことができる。
- 2 前項の公募の方法は、規則で定める。

(昭47条例17・一部改正、平9条例18・旧第9条線下・一部改正)

#### (補充入居予定者の選考等)

- 1 知事は、前条の公募に応じて入居の申込みをした者について補充入居予定者の選考を行う。
- 2 第9条及び第9条の2の規定は、前項の選考について準用する。
- 3 第1項の選考に当たっては、入居順位を定めるものとする。

(平9条例18・旧第10条線下・一部改正、平12条例25・一部改正)

- 1 極端な場合は、補充入居予定者が空家になった府営住宅等に入居することができる期間は、募集の都度、12月を超えない範囲内で知事が定める。

(昭49条例41・一部改正、平9条例18・旧第11条線下・一部改正)

第14条 知事は、第11条第1項の公募に係る府営住宅等に空家が生じたときは、補充入居予定者のうちから入居者を決定する。

(平9条例18・旧第12条線下・一部改正)

#### (入居期日の指定及び入居手続)

第15条 知事は、第6条、第9条第3項及び第4項、第9条の2第2項及び第3項、第10条第2項、前条並びに第17条の2第12項の規定により入居者と決定された者に対して入居期日を指定するものとする。

2 前項の規定により入居期日を指定された者は、当該入居期日の前日までに次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 請書を提出すること。
- (2) 第30条第1項に規定する敷金を納付すること。

3 知事は、第1項の規定により入居期日を指定された者が当該入居期日の前日までに前項の手続をしないとき又は当該入居期日から15日以内に入居しないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(昭55条例29・一部改正、平9条例18・旧第13条線下・一部改正、平12条例25・平26条例25・一部改正)

#### (同居の承認)

第16条 入居者は、当該府営住宅等への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。

- (1) 当該承認による同居の後ににおける当該入居者に係る収入が、府営住宅にあつては第7条第3項に規定する金額を、特別賃貸府営住宅にあつては同条第5項第1号の規定により規則で定める基準の上限の額を超える場合
- (2) 当該入居者が第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合

(3) 当該入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合

3 知事は、入居者が病気につかっていることその他の特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認める場合(前項第3号に該当する場合及び当該入居者が第41条第1項第6号に該当する場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

(平9条例18・追加、平19条例55・平24条例46・一部改正)

#### (同居者を入居者と決定する場合)

第17条 知事は、入居者が、同居者を残して死亡し、又は離婚その他特別の事由により府営住宅等を退去した場合において、当該同居者が、当該死亡、離婚又は特別の事由の事実が発生した日から30日以内に、当該入居者が入居していた府営住宅等に引き続き居住したい旨の申出をしたときは、その申出をした者(以下「継続居住申出者」という。)を当該府営住宅等の入居者と決定することができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の決定をしないものとする。

- (1) 当該継続居住申出者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該継続居住申出者が当該入居者の入居時から引き続き同居している同居親族である場合を除く。)
- (2) 当該継続居住申出者に係る当該決定の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合(前項の申出に係る住宅が府営住宅である場合に限る。)
- (3) 当該入居者が第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であつた場合

(4) 当該継続居住申出者又は現に同居している者が暴力団員である場合

3 知事は、継続居住申出者が病気につかっていることその他の特別の事情により当該継続居住申出者を居住させが必要であると認める場合(前項第4号に該当する場合及び当該入居者が第41条

第1項第6号に該当する者であった場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による決定をすることができる。

- 4 第1項の規定により入居者と決定された者は、知事が指定する期日までに第15条第2項各号に掲げる手続をしなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定により入居者と決定された者が前項の期日までに同項の手続をしないときは、第1項の決定の取消しをすることができる。
- 6 入居者が死亡し、又は府営住宅等を退去した場合において、第1項の申出をしなかつたとき、当該申出をしたが入居者と決定されなかつたとき又は前項の取消しがあつたときは、同居者は、知事が指定する期日までに当該府営住宅等の明渡しをしなければならない。
- 7 第41条第3項の規定は、前項の府営住宅等の明渡しについて準用する。

(平9条例18・旧第14条線下・一部改正、平19条例55・平24条例46・一部改正)

#### (入居期限付き住宅)

- 1 第17条の2 知事は、子育て支援、府営住宅等における多様な年齢階層の世帯の入居の促進及び府営住宅等の有效活用の観点から、入居の期間を限つて入居させることが適当であると認める府営住宅等を指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定に当たつては、当該指定の目的に照らして特に優先的に入居させることが適当であると認められる者を適切な住宅に入居させることができるよう、当該府営住宅等の戸数、設備及び住戸の間取り、当該府営住宅等の存する区域及びその周辺の地域の状況その他の事情を勘案するものとする。
- 3 入居期限付き住宅(第1項の規定により指定された府営住宅等をいう。以下同じ。)及び他の府営住宅等の募集が同時に行われる場合における第4条第1項の申込みは、同条第2項の規定にかかわらず、募集の都度1世帯当たり、それぞれの府営住宅等につき1戸とする。
- 4 入居期限付き住宅の入居者は、第7条に掲げる条件のほか、当該指定の目的に応じて規則で定める条件を具備する者でなければならない。
- 5 知事は、入居期限付き住宅についての第6条、第9条第3項及び第4項、第9条の2第2項及び第3項、第10条第2項、第14条、前条第1項並びに第12項の規定による入居者の決定(以下「期限付き入居決定」という。)に当たつては、20年を超えない範囲内で規則で定める期間に限り入居することができることを当該期限付き入居決定の条件としてこれに付するものとする。
- 6 期限付き入居決定は、その更新なく、前項の規定により入居期限付き住宅に入居することができることとされた期間(以下「有効期間」という。)の満了によって、その効力を失うものとする。
- 7 有効期間は、これを変更することができないものとする。ただし、入居期限付き住宅の入居者が、当該期限付き入居決定に係る有効期間の満了前に当該入居期限付き住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、この限りでない。
- 8 知事は、期限付き入居決定をしようとするときは、あらかじめ、入居期限付き住宅の入居予定者に対し、規則で定めるところにより、前2項に定める事項を記載した書面を交付し、当該書面の内容を説明するものとする。
- 9 入居期限付き住宅の入居予定者は、前項の規定による説明を受けたときは、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書面を知事に提出しなければならない。
- 10 知事は、期限付き入居決定をしたときは、当該期限付き入居決定に係る有効期間の満了の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、当該有効期間の満了により当該期限付き入居決定の効力が失われる旨をその入居者に通知するものとする。
- 11 入居期限付き住宅の入居者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該有効期間が満了するまでに当該入居期限付き住宅を明け渡さなければならぬ。
- 12 知事は、第10項の規定による通知を受けた入居期限付き住宅の入居者が、当該有効期間が満了するまでに、規則で定めるところにより当該入居期限付き住宅に引き続き居住したい旨の申出をしたときは、その申出をした者を当該入居期限付き住宅の入居者と決定することができる。
- 13 前項の規定による決定を受けた入居期限付き住宅の入居者についての第20条から第23条まで及び第25条の規定の適用については、その者が第11項の規定により明渡しをすべき入居期限付き住宅

に入居していた期間は、その者が当該決定後に引き続いて当該入居期限付き住宅に居住している期間に通算する。

- 14 入居期限付き住宅の入居の申込みをする者がその入居の手続を行う場合における第6条第1項第6号、第9条第4項、第15条第2項第1号及び第3項並びに前条第4項の規定の適用については、第6条第1項第6号中「その他」とあるのは、「第17条の2第10項の規定による通知を受けた者が同条第6項に規定する有効期間の満了の日以後引き続き府営住宅等に入居したい旨の申出をし、かつ、知事が、当該者が府営住宅等に入居することが適切であると認めたことその他」と、第9条第4項中「20歳未満の子を扶養する寡婦、規則で定める条件を具備する高齢者、海外からの引揚者その他知事が特に必要と認める」とあるのは「第17条の2第4項に掲げる条件を具備する」と、「知事が割当てをした府営住宅又は特別賃貸府営住宅」とあるのは「当該具備する条件に係る入居期限付き住宅(特定公共賃貸府営住宅に該当する住宅を除く。)」と、第15条第2項第1号中「諸書を提出する」とあるのは「規則で定めるところにより、入居期限付き住宅に係る建物賃貸借契約を締結する」と、同条第3項中「竹原」とあるのは「第17条の2第14項の規定により読み替えて適用する前項」と、前条第4項中「第15条第2項各号に掲げる」とあるのは「次条第14項の規定により読み替えて適用する第15条第2項の」とし、第6条第1項第7号の規定は、適用しない。

(平26条例25・追加)

#### 第2節 家賃等

(平9条例18・節名追加)

#### (府営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃)

- 1 第18条 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、第19条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合にあっては、その更正後の収入)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により算出されたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法(準公営住宅及び特別賃貸府営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法)により算出するものとする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第27条の規定による請求を行なふにあからず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該府営住宅又は特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。
- 2 令第2条第1項第4号に規定する数値は、知事が別に定めるものとする。

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃の額は、毎年度、令第3条に規定する方法(準公営住宅及び特別賃貸府営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法)により算出するものとする。

(平9条例18・追加、平12条例25・平24条例46・一部改正)

#### (特定公共賃貸府営住宅の家賃)

- 1 第18条の2 特定公共賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、省令第20条第1項及び第2項に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近隣の民間賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう知事が別に定めるものとする。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、省令第20条及び第21条に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内で特定公共賃貸府営住宅の家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近隣の民間賃貸住宅又は特定公共賃貸府営住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 特定公共賃貸府営住宅について改良を施したとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により入居させた特定公共賃貸府営住宅の家賃の額が前条第3項の規定の例により算出した家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸府営住宅の毎月の家賃の額は、同項の規定の例により算出した家賃の額とする。

(平12条例25・追加、平16条例14・一部改正)

#### (特定公共賃貸府営住宅の家賃の減額)

- 1 第18条の3 知事は、特定公共賃貸府営住宅の入居者の家賃負担の軽減を図るために、管理開始後20年

間を限度として、家賃の減額を行うことができる。

- 2 前項に規定する家賃の減額は、前条の規定により定める家賃と入居者の所得、特定公共賃貸府営住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して規則で定める方法により算定した額との差額を当該家賃から控除することにより行うものとする。

(平12条例25・追加)

(収入の申告等)

第19条 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法により収入を申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入を認定し、当該認定された収入を府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居者に通知するものとする。

3 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、知事の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(平9条例18・追加、平12条例25・平18条例40・一部改正)

(収入超過者の明渡努力義務)

第20条 府営住宅の入居者は、当該府営住宅に引き続き3年以上入居している場合において令第8条第1項に規定する金額を超える収入のあるときは、当該府営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(平9条例18・追加)

(収入超過者の家賃)

第21条 第19条第2項の規定により収入を認定した府営住宅の入居者が前条の規定に該当する場合において当該府営住宅に引き続き入居しているときは、当該府営住宅の毎月の家賃の額は、第18条第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出するものとする。

(平9条例18・追加)

(高額所得者に対する明渡請求)

第22条 知事は、府営住宅の入居者が当該府営住宅に引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超える収入のあるときは、当該入居者（以下「高額所得者」という。）に対して、期限を定めて、当該府営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、その期限は、明渡しを請求する日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該府営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第1項の規定による請求を受けた者に次に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 高額所得者又は同居者が病気にかかるているとき。

(2) 高額所得者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 高額所得者又は同居者が近・将来において定期通勤する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準じる特別の事情があるとき。

(昭51条例60・追加、平9条例18・旧第15条の7繰下・一部改正)

(高額所得者の家賃等)

第23条 第19条第2項の規定により収入を認定した高額所得者が当該府営住宅に引き続き入居しているときは、当該府営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項及び第21条の規定にかかわらず、近傍同

種の住宅の家賃とする。

- 2 知事は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても府営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該府営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第26条及び第31条の規定は、前項の金銭に準用する。

(平9条例18・追加)

(特別賃貸府営住宅の入居者の家賃の特例)

第24条 特別賃貸府営住宅の入居者の収入が第7条第5項第1号の規定により規則で定める基準の上限の額を超える場合は、当該特別賃貸府営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

(平9条例18・追加、平12条例25・平24条例46・一部改正)

(住宅のあつせん等)

第25条 知事は、第20条の規定に該当する府営住宅の入居者に対して、当該入居者から申出があつた場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあつせん等を行うものとする。この場合において、当該入居者が法第30条第2項に規定する公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(昭51条例60・追加、昭61条例15・一部改正、平9条例18・旧第15条の8繰下・一部改正)

(期間通算)

第26条 知事が第8条第1項に規定する申込みをした者を府営住宅に入居させた場合における第20条から第23条まで及び前条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該府営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が、第46条第1項の申出をした者を府が施行する公営住宅整備事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第20条から第23条まで及び前条の規定の適用については、その者が当該公営住宅整備事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(平9条例18・追加、平24条例46・平27条例36・一部改正)

(収入状況の報告の請求等)

第27条 知事は、府営住宅又は特別賃貸府営住宅について、第18条第1項、第21条若しくは第23条第1項の規定による家賃の算出、第22条第1項の規定による明渡しの請求、第25条の規定による住宅のあつせん等、次条（第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第31条（第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃等の徴収猶予又は第46条第1項の規定による申出に係る府営住宅への入居に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(昭51条例60・追加、平9条例18・旧第15条の9繰下・一部改正、平12条例25・一部改正)

(家賃の減免)

第28条 知事は、府営住宅又は特別賃貸府営住宅について、収入が著しく低額であることその他特別の事情がある場合において、家賃の減免を必要と認める者に対して、家賃を減免することができる。

(平9条例18・旧第16条繰下・平12条例25・一部改正)

(家賃の納付)

第29条 家賃（第18条の3第1項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃。

以下この条、第30条第2項及び第41条第1項第2号において同じ。)は、第15条第1項の規定により指定された入居期日から府営住宅等を明け渡した日(第17条第6項の規定により明渡しをしなければならない場合又は第22条第1項若しくは第41条第1項の規定により明渡しの請求があつた場合において、同居者又は入居者が第17条第6項若しくは第41条第1項に規定する期日又は第22条第1項に規定する期限の到来する日までの府営住宅等の明渡しをしないときは、当該期日又は当該期限の到来する日)まで徴収する。

2 入居者が第40条第1項に規定する届出又は同条第2項に規定する原状回復を行わないで府営住宅等を退去したときは、前項の規定にかかわらず、知事が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

3 家賃は、毎月末日(月の途中で府営住宅等を明け渡す場合は、当該明け渡す日)までにその月分を納付しなければならない。

4 第1項に規定する入居期日又は明け渡した日(第2項の規定により明渡しの日の認定があつた場合は、当該認定による明渡しの日)が月の途中である場合においては、その月の家賃は、日割計算による。

(平9条例18・旧第17条様下・一部改正、平12条例25・平20条例7・平26条例25・一部改正)

#### (敷金)

第30条 知事は、入居者から入居時における家賃の3ヶ月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 敷金は、入居者が府営住宅等を明け渡した後還付する。この場合において、未納の家賃若しくは汚水処理施設の運転に要する費用又は損害賠償金(第23条第2項並びに第41条第4項及び第5項の金銭を含む。)があるときは、敷金からこれを控除する。

3 敷金には、利息を附さない。  
(昭48条例8・昭51条例60・一部改正、平9条例18・旧第18条様下・一部改正、平12条例25・一部改正)

#### (家賃等の徴収猶予)

第31条 知事は、府営住宅又は特別賃貸の営業について、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

(平9条例18・旧第19条様下・一部改正、平12条例25・一部改正)

#### (第3節 入居者の義務

(平9条例18・節名追加)

#### (入居者の保管義務等)

第32条 入居者は、府営住宅等及び共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

(平9条例18・旧第20条様下・一部改正)

第33条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(平9条例18・追加)

第34条 入居者が府営住宅等に引き続き1ヶ月以上居住しないときは、知事の定めるところにより、届出をしなければならない。

(平9条例18・追加)

#### (修繕の義務)

第35条 府は、府営住宅等及び共同施設の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、階段その他知事が必要と認める部分及び次に掲げる附帯施設(給水栓、点滅器その他知事が附帯施設の構造上

重要でないと認める部分を除く。)について修繕をする必要が生じたときは、これらを修繕するものとする。

- (1) 給水施設
- (2) 排水施設(汚物処理槽を含む。)
- (3) 電気施設
- (4) ガス施設
- (5) 消火施設
- (6) 共同ごみ処理施設
- (7) 道

2 入居者の責めに帰すべき理由によって前項の修繕をする必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事の指示に従い修繕し、又は修繕に要する費用を負担しなければならない。

3 府営住宅等及び共同施設の家屋及び附帯施設のうち第1項に掲げる以外のものについて修繕をする必要が生じたときは、入居者は、これを修繕しなければならない。

(平9条例18・旧第21条様下・一部改正)

#### (入居者の費用負担義務)

第36条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理並びに浄化槽の清掃に要する費用
- (3) 共同施設(駐車場を除く。)の使用に要する費用

(平9条例18・旧第22条様下・一部改正、平18条例40・一部改正)

#### (転貸等の制限)

第37条 入居者は、府営住宅等の全部若しくは一部を転貸し、又は入居の権利を譲渡してはならない。  
(平9条例18・旧第23条様下・一部改正)

#### (用途変更の禁止)

第38条 入居者は、府営住宅等の用途を変更してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、他の用途に併用することができる。

(平9条例18・旧第24条様下・一部改正)

#### (模様替え等の禁止)

第39条 入居者は、府営住宅等を模様替えし、改築し、又は増築してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平9条例18・旧第25条様下・一部改正)

#### (検査等)

第40条 入居者は、府営住宅等を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の10日前までに知事にその旨の届出を行つて当該府営住宅等の検査を受けなければならない。

2 入居者は、模様替えし、改築し、又は増築した府営住宅等を明け渡そうとするときは、前項の検査のとき(前項の届出を行わない入居者にあつては、知庫の指定する日)までに自己の負担で当該模様替えし、改築し、又は増築したもの原状回復を行わなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平9条例18・旧第26条様下・一部改正)

#### (明渡し)

第41条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、期日を指定して府営住宅等の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によつて入居したとき。

- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
  - (3) 府営住宅等又は共同施設を故意に損傷したとき。
  - (4) 正当な事由によらないで1月以上府営住宅等に居住しないとき。
  - (5) 第16条第1項、第32条から第34条まで及び第37条から第39条までの規定に違反したとき。
  - (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。
  - (7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により府営住宅等の明渡しの請求を受けた入居者は、同項の期日までに当該府営住宅等の明渡しをしなければならない。
- 3 前項の明渡しに必要な費用及びその明渡しにより入居者が被る損害は、当該明渡しをする入居者の負担とする。
- 4 知事は、府営住宅又は特別賃貸府営住宅について、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による納付期後の利息を付した額の金額を、同項の期日の翌日から当該府営住宅又は特別賃貸府営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金額を徴収することができる。
- 5 知事は、特定公共賃貸府営住宅について、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期日までの期間については、家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃（第18条の3第1項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃）の額との差額に年5分の割合による納付期後の利息を付した額の金額を、第1項の期日の翌日から当該特定公共賃貸府営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額の金額を徴収することができる。
- 6 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、同項の期日の6月前までに行わなければならない。

（平9条例18・旧第27条継下・一部改正、平12条例25・平19条例55・平20条例7・平24条例46・一部改正）

#### （集会所の使用）

- 第42条 入居者は、共同施設のうち集会所を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならぬ。

（平9条例18・旧第28条継下）

第4節 離別  
（平9条例18・節名追加）

#### （立入検査）

- 第43条 知事は、府営住宅等の管理上必要があると認めるときは、その指定した者に府営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 2 前項に規定する知事の指定した者は、同項の検査を行うため、現に入居者が居住している府営住宅等に立ち入りるときは、あらかじめ当該入居者（入居者が不在のときは、同居者）の承諾を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（平9条例18・旧第29条継下・一部改正）

#### （住宅の管理に関する意見聴取）

- 第43条の2 知事は、第7条第1項（第4号に掲げる部分に限る。）、第16条第2項（第2号（第41条第1項第6号に関する部分に限る。）及び第3号に掲げる部分に限る。）及び第3項、第17条第2項（第3号（第41条第1項第6号に関する部分に限る。）及び第4号に関する部分に限る。）及び第3項並びに第41条第1項（第6号に関する部分に限る。）の規定を適用するため必要と認める場合

においては、警察本部長の意見を聽くことができる。

- 2 警察本部長は、前項の規定により知事から意見を聽かれた場合においては、知事に意見を述べることができる。

（平19条例55・追加、平24条例46・一部改正）

#### 第2章の2 駐車場の管理

（平18条例40・追加）

#### （使用者の資格）

- 第44条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場が設置されている府営住宅等の入居者、その同居者その他特に必要があると認められる者であつて、規則で定める条件を具備するものでなければならぬ。

（平18条例40・追加）

#### （使用の申込み）

- 第44条の2 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に使用の申込みをしなければならない。

（平18条例40・追加）

#### （使用者の決定）

- 第44条の3 知事は、前条の規定による申込みがあつた場合においては、当該申込みを行つた者を駐車場の使用者（以下「駐車場使用者」という。）として決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、前条の規定による申込みを行つた者（以下「申込者」という。）の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、当該申込者について公開による抽選その他の公正と認める方法による抽出を行い、駐車場使用者として決定する。ただし、申込者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、知事は、その申込者を抽選等によらずに優先的に駐車場使用者として決定することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行が困難なもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和36年法律第97号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において重度の知的障害であると判定された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、特に駐車場を使用する必要があると認められる者として規則で定める者

（平18条例40・追加）

#### （使用料）

- 第44条の4 知事は、駐車場使用者から駐車場の使用料を徴収する。

- 2 前項の駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、知事が別に定める。

- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第1項の駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 他の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

（平18条例40・追加）

#### （保証金）

- 第44条の5 知事は、駐車場使用者から駐車場の毎月の使用料の3ヶ月に相当する金額の保証金を徴収する。

- 2 前項の保証金は、駐車場使用者が駐車場を明け渡した後に返付する。この場合において、未納の

駐車場の使用料があるときは、当該保証金からこれを控除する。

3. 第1項の保証金には、利息を付さない。  
(平18条例40・追加)

(明渡し)

- 第44条の6 知事は、駐車場使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該駐車場使用者に対し、期日を指定して駐車場の明渡しを請求することができる。
- (1) 駐車場の使用料を2月以上滞納したとき。
  - (2) 第44条に定める資格を失いたと認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の使用が不適切であると認められるときとして規則で定めるとき。
- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた駐車場使用者は、同項の期日までに当該駐車場の明渡しをしなければならない。
- 3 前項の明渡しに必要な費用及びその明渡しにより駐車場使用者が被る損害は、当該明渡しをする駐車場使用者の負担とする。

(平18条例40・追加)

第2章の3 管理の特例等

(平18条例40・追加、平20条例7・改訂)

(管理の特例)

- 第44条の7 知事は、第2章の規定による公営住宅の管理（賃貸の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するることを除く。）又は前章の規定による駐車場の管理を市町村又は京都府住宅供給公社に行わせることができる。
- 2 前項の規定により市町村又は京都府住宅供給公社が公営住宅又は駐車場の管理を行う場合において、知事に代わって行うことができる権限は、次に掲げるものとする。
- (1) 第5条第1項又は第11条第1項の規定により入居者を募集すること。
  - (2) 第6条第1項若しくは第2項、第9条第8項、第10条第2項、第14条、第17条第1項又は第17条の2第12項の規定により入居者を決定すること。
  - (3) 第7条第1項第3号に規定する連帯保証人を承認すること。
  - (4) 第9条第1項の規定により入居者を選考すること。
  - (5) 第9条第2項の規定により入居予定者を抽出すること。
  - (6) 第9条第4項の規定により優先的に選考して入居させること。
  - (7) 第10条第1項の規定により入居補欠者を定めること。
  - (8) 第12条第1項の規定により補充入居予定者を選考すること。
  - (9) 第13条の規定により期間を定めること。
  - (10) 第15条第1項の規定により入居期日を指定すること。
  - (11) 第15条第3項又は第17条第5項の規定により決定を取り消すこと。
  - (12) 第16条第1項の規定により同居を承認すること。
  - (13) 第17条第4項若しくは第6項、第40条第2項又は第41条第1項の規定により期日を指定すること。
  - (14) 第17条の2第8項の規定により書面を交付し、説明すること。
  - (15) 第17条の2第9項の規定により書面を受取ること。
  - (16) 第17条の2第10項の規定により期限付き入居決定の効力が失われる旨を通知すること。
  - (17) 第22条第1項又は第41条第1項の規定により明渡しを請求すること。
  - (18) 第22条第3項の規定により期限を延長すること。
  - (19) 第25条の規定により住宅のあつせん等を行うこと。
  - (20) 第27条の規定による報告等の請求（第22条第1項又は第25条の規定によるものに限る。）を行ふこと。
  - (21) 第29条第2項の規定により明渡しの日を確定すること。

- (22) 第34条の規定により長期不在の届出を受理すること。

- (23) 第35条第2項の規定により修繕の指示をすること。
- (24) 第38条ただし書の規定により他の用途に併用することを承認すること。
- (25) 第39条ただし書の規定により模様替え、改築又は増築の承認すること。
- (26) 第40条第1項の規定により明渡しの届出の受理又は検査を行うこと。
- (27) 第40条第2項ただし書の規定により原状回復義務の免除を承認すること。
- (28) 第42条の規定により集会所の使用を承認すること。
- (29) 第43条第1項の規定により検査又は入居者に対する指示を行うこと。
- (30) 第44条の3第1項又は第2項の規定により駐車場使用者を決定すること。
- (31) 第44条の4第1項の規定により駐車場の使用料を徴収すること。
- (32) 第44条の5第1項の規定により保証金を徴収すること。
- (33) 第44条の5第2項の規定により保証金を返付すること。
- (34) 前条第1項の規定により駐車場の明渡しを請求すること。
- (35) 前各号に掲げるもののほか、公営住宅又は駐車場の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

- 3 第1項の規定により公営住宅又は駐車場の管理を市町村又は京都府住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項第3号、第8条第3項、第9条第1項から第4項まで、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項から第6項まで、第17条の2第5項、第8項から第10項まで及び第12項、第22条第1項及び第3項、第25条、第27条、第29条第2項、第34条、第35条第2項、第38条、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項及び第6項、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条の2、第44条の3第1項及び第2項、第44条の4第1項、第44条の5第1項並びに前条第1項中「知事」とあるのは「市町村長又は京都府住宅供給公社理事長」と、第9条第3項中「京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聽いて入居者を決定する」とあるのは「入居者を決定する」と、第9条第4項中「選考し、京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聽いて」とあるのは「選考して」と、第36条第1項中「府営」とあるのは「府及び市町村又は京都府住宅供給公社」とする。

(平18条例40・追加 平19条例55・平20条例7・平24条例46・平26条例25・平27条例36・一部改正)

(指定管理者による準公営住宅等の管理)

- 第44条の8 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に準公営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅（以下「準公営住宅等」という。）の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者に行わせる準公営住宅等の管理に関する業務は、次に掲げるものとする。
- (1) 準公営住宅等の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) 第5条第1項又は第11条第1項の規定による入居者の募集に関する業務
  - (3) 第6条第1項、第2項若しくは第3項、第9条第3項、第9条の2第2項若しくは第3項、第10条第2項、第14条、第17条第1項又は第17条の2第12項の規定による入居者の決定に関する業務
  - (4) 第7条第1項第3号に規定する連帯保証人の承認に関する業務
  - (5) 第9条第1項の規定による入居者の選考に関する業務
  - (6) 第9条第2項又は第9条の2第1項の規定による入居予定者の抽出に関する業務
  - (7) 第9条第4項の規定により優先的に選考して入居させることに関する業務
  - (8) 第10条第1項の規定により入居補欠者を定めることに関する業務
  - (9) 第12条第1項の規定による補充入居予定者の選考に関する業務
  - (10) 第18条の規定により期間を定めることに関する業務

- (11) 第15条第1項の規定による入居期日の指定に関する業務
  - (12) 第15条第3項又は第17条第5項の規定による決定の取消しに関する業務
  - (13) 第16条第1項の規定による同居の承認に関する業務
  - (14) 第17条第4項若しくは第6項、第40条第2項又は第41条第1項の規定による期日の指定に関する業務
  - (15) 第17条の2第8項の規定による書面の交付及び説明に附する業務
  - (16) 第17条の2第9項の規定による書面の受理に関する業務
  - (17) 第17条の2第10項の規定による期限付き入居決定の効力が失われる旨の通知に関する業務
  - (18) 第29条第2項の規定による明渡しの日の認定に関する業務
  - (19) 第34条の規定による長期不在の届出の受理に関する業務
  - (20) 第35条第2項の規定による修繕の指示に関する業務
  - (21) 第38条ただし書の規定による他の用途に併用することの承認に関する業務
  - (22) 第39条ただし書の規定による権限替え、改築又は増築の承認に関する業務
  - (23) 第40条第1項の規定による明渡しの届出の受理又は検査に関する業務
  - (24) 第40条第2項ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認に関する業務
  - (25) 第41条第1項の規定による明渡しの請求に関する業務
  - (26) 第42条の規定による集合所の使用の承認に関する業務
  - (27) 第43条第1項の規定による検査又は入居者に対する指示に関する業務
  - (28) 第2号から前号までに掲げるもののほか、準公営住宅等の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務に関する業務であつて規則で定めるもの
  - (29) 前各号に掲げるもののほか、準公営住宅等の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 知事は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。
- 4 第1項の規定により準公営住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第1項、第6条第1項から第3項まで、第7条第1項第3号、第8条第3項、第9条第1項から第4項まで、第9条の2第1項から第3項まで、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項から第6項まで、第17条の2第5項、第8項から第10項まで及び第12項、第20条第2項、第34条、第35条第2項、第38条、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項及び第6項、第42条並びに第43条第1項及び第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第9条第3項及び第9条の2第2項中「京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聽いて入居者を決定する」とあるのは「入居者を決定する」と、第9条第4項中「選考し、京都府府営住宅入居者選考委員会の意見を聽いて」とあるのは「選考して」と、第35条第1項中「府は」とあるのは「府及び指定管理者」とする。

(平20条例7・追加、平24条例46・平26条例25・平27条例36・一部改正)

### 第3章 公営住宅建替事業等

(平9条例18・草名追加、平24条例46・改称)

#### (公営住宅建替事業による明渡請求等)

- 第45条 知事は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(平9条例18・追加、平24条例46・一部改正)

#### (新たに整備される公営住宅への入居)

- 第46条 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途の廃止について法第37条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡

しをするものに限る。）が、当該事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

- 2 前項の申出をした者を同項の新たに整備される公営住宅に入居させる場合においては、その者は、第7条第1項の規定にかかるらず、同項第3号及び第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(平9条例18・追加、平12条例2・平12条例38・平24条例5・平24条例46・一部改正)

#### (公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

- 第47条 知事は、法第40条第1項の規定により、前条第1項の申出をした者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかるらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平9条例18・追加、平24条例46・一部改正)

#### (公営住宅の用途の廃止による府営住宅への入居の際の家賃の特例)

- 第48条 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除去に伴い当該公営住宅の入居者を府営住宅に入居させる場合において、新たに入居する府営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかるらず、令第11条に規定する方法（準公営住宅に入居させる場合にあつては、同条に規定する方法に準じる方法）により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平9条例18・追加、平24条例46・一部改正)

#### (密集市街地整備法の規定に基づく公募の例外による府営住宅等への入居の際の家賃の特例)

- 第48条の2 知事は、第6条第2項の規定により公営住宅に入居させる者が従前賃借していた密集市街地整備法第15条第1項に規定する延焼等危険賃貸住宅（以下「延焼等危険賃貸住宅」という。）の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、当該入居者の家賃負担の軽減を図るために必要があると認めるときは、第18条第1項、第21条又は第23条第1項の規定にかかるらず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年政令第324号）第5条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額することができる。

- 2 知事は、第6条第2項又は第3項の規定により準公営住宅等に入居させる者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該准公営住宅等の家賃が超えることとなり、当該入居者の家賃負担の軽減を図るために必要があると認めるときは、第18条第1項、第18条の2第1項若しくは第3項、第21条、第23条第1項又は第24条の規定にかかるらず、前項の規定の例により、当該入居者の家賃を減額することができる。

(平16条例14・追加、平26条例25・平26条例45・一部改正)

### 第4章 社会福祉法人等による府営住宅の使用

(平9条例18・草名追加)

#### (社会福祉法人等に対する府営住宅の使用の許可)

- 第49条 法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）は、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省、建設省令第1号）第1条に規定する事業に府営住宅を住宅として使用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可に条件を付することができる。

(平9条例18・追加)

#### (使用料)

第50条 前条第1項の規定により許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を支払わなければならない。

(平9条例18・追加)

(使用許可の取消し)

第51条 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第49条第1項に規定する許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第49条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 府営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(平9条例18・追加)

## 第5章 補則

(平9条例18・章名追加)

(規則への委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、府営住宅等及び共同施設の管理その他この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。

(昭61条例15・旧第30条繰下・一部改正、平9条例18・旧第31条繰下・一部改正)

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、別表第1桃山伊賀田地の項および別表第2の規定は、この条例の公布の日から3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和42年規則第16号で昭和42年6月1日から施行)

2 この条例による改正後の京都府府営住宅条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、昭和42年1月1日以後に建設された府営住宅の家賃から適用する。  
(昭和42年1月1日前に建設された府営住宅の家賃)

3 昭和42年1月1日前に建設された府営住宅の家賃の月額は、新条例第15条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日における当該府営住宅の家賃の月額とする。  
(経過規定)

4 この条例による改正前の京都府府営住宅設置並びに管理条例（以下「旧条例」という。）の規定により、この条例の施行の際現に府営住宅に入居している者は、新条例の規定により府営住宅に入居した者とみなす。

5 旧条例の規定により、この条例の施行の際現に府に納付されている敷金は、新条例の規定により府に納付された敷金とみなす。

6 この条例の施行前に旧条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例に当該規定に相当する規定があるときは、当該規定によつてなされた行為とみなす。  
(京都府附則機器設置条例の一部改正)

7 京都府附則機器設置条例（昭和28年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のように）略

附 則（昭和42年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中岩倉長谷田地および大谷田地に関する部分ならびに別表第2の改正規定は、公布の日から3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和45年規則第8号で昭和45年3月21日から施行)

附 則（昭和45年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中宮の下田地および琴ヶ谷田地に関する部分については、公布の日から3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和45年規則第38号で昭和45年11月20日から施行)

附 則（昭和46年条例第11号）

この条例は、公布の日から3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第11号で昭和46年5月1日から施行)

附 則（昭和46年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第37号で昭和46年10月29日から施行)

附 則（昭和46年条例第31号）

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第2号で昭和47年1月28日から施行)

附 則（昭和47年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第4号）

この条例は、昭和47年5月3日から施行する。

附 則（昭和47年条例第17号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中馬路田地に関する部分については、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第29号で昭和47年5月26日から施行)

2 この条例による改正後の京都府府営住宅条例第15条の規定は、昭和47年4月1日以後に完成した府営住宅の家賃から適用し、昭和47年3月31日前に完成した府営住宅の家賃の月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第32号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

**附 則 (昭和48年条例第8号)**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中鳥が尾団地に関する部分については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和48年規則第23号で昭和48年5月29日から施行)

**附 則 (昭和49年条例第6号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和49年条例第34号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和49年条例第41号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和50年条例第17号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和50年条例第30号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和51年条例第7号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和51年条例第28号)**

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

**附 則 (昭和51年条例第60号)**

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の京都府府営住宅条例第15条の5第1項又は第16条の7第1項の規定による請求は、この条例の施行の際に府営住宅に入居している者については、この条例の施行の日から起算して3年を経過した日以後でなければ行うことができない。

3 京都府附属機関設置条例(昭和28年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

**附 則 (昭和52年条例第3号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和52年条例第21号)**

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中八幡男山団地の項及び男山美桜団地の項に係る部分は、公布の日から施行する。

(昭和52年規則第29号で昭和52年6月18日から施行)

**附 則 (昭和52年条例第32号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和52年条例第33号)**

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

**附 則 (昭和53年条例第7号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和53年条例第20号)**

この条例は、昭和53年12月1日から施行する。

**附 則 (昭和54年条例第4号)**

この条例は、昭和54年3月1日から施行する。ただし、岩滝団地の項を削る改正規定は、昭和54年1月16日から施行する。

**附 則 (昭和54年条例第25号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和55年条例第22号)**

この条例は、昭和55年8月1日から施行する。

**附 則 (昭和55年条例第29号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和56年条例第8号)**

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、改正規定中高迫団地の項に係る部分は昭和56年7月1日から、水主団地の項に係る部分は同年10月1日から施行する。

**附 則 (昭和57年条例第7号)**

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則 (昭和58年条例第8号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和58年条例第25号)**

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

**附 則 (昭和59年条例第52号)**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中洛西沓掛団地の項に係る部分は、昭和59年7月1日から施行する。

**附 則 (昭和59年条例第66号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和60年条例第8号)**

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、改正規定中屋賀上団地の項に係る部分は、昭和60年6月1日から施行する。

**附 則 (昭和61年条例第15号)**

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第15条の8の改正規定及び別表第1の改正規定(農里団地の項を削る部分に限る)は公布の日から、第30条の改正規定及び同条を第31条とし、第29条の次に1条を加える改正規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和61年規則第36号で昭和61年6月24日から施行)

附 則 (昭和61年条例第29号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第8号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第26号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第3号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第19号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第2号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中寿山団地の項及び幾地団地の項に係る部分は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第23号)  
この条例は、平成3年9月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第29号)  
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成3年規則第35号で平成3年12月21日から施行)

附 則 (平成5年条例第1号)  
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成5年規則第9号で平成5年4月1日から施行)

附 則 (平成5年条例第12号)  
この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成5年規則第28号で平成5年8月1日から施行)

附 則 (平成5年条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第2号)  
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成6年規則第7号で平成6年4月1日から施行)

附 則 (平成7年条例第28号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中穴川団地の項に係る部分は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成7年規則第44号で平成7年11月1日から施行)

附 則 (平成7年条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成8年規則第7号で平成8年4月1日から施行)

附 則 (平成8年条例第11号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成8年規則第28号で平成8年5月1日から施行)

附 則 (平成8年条例第18号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成8年規則第36号で平成8年9月1日から施行)

附 則 (平成9年条例第1号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成9年規則第7号で平成9年4月1日から施行)

附 則 (平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成9年規則第18号で平成9年6月1日から施行)

附 則 (平成9年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成10年4月1日前から同日以後引き続き府営住宅等に居住しようとする者に係るこの条例による改正前の京都府府営住宅条例(以下「新条例」という。)第18条第1項、第21条、第23条第1項又は第24条の規定による家賃の算出の手続に関しては、前項本文の規定にかかわらず同日前においても、新条例第19条及び第27条の規定の例による。
- 3 この条例による改正前の京都府府営住宅条例(以下「旧条例」という。)第15条の3第2項の規定による収入に関する報告の提出は、前項の規定により新条例第19条の規定の例によることとされる同条第1項の規定による収入の申告とみなす。
- 4 平成10年4月1日において公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第199号)の規定に基づいて供給された府営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第18条第1項本文、第21条、第23条第1項又は第28条の規定による家賃の額が旧条例第18条第1項、第15条の2第1項又は第16条の規定による家賃の額(旧条例第15条の5の規定による割増賃料を徴収されていた場合には、その額を加えて得た額。以下同じ。)を超える場合には、新条例第18条第1項本文、第21条、第23条第1項又は第28条の規定による家賃の額から旧条例第15条第1項、第15条の2第1項又は第16条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第15条第1項、第15条の2第1項又は第16条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

附 則 (平成10年条例第1号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第17号で平成10年4月1日から施行)

附 則（平成10年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中円明寺団地の項に係る部分は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成10年規則第20号で平成10年6月1日から施行）

附 則（平成10年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第38号）抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（2）第9条中第7条第2項の改正規定 公布の日

附 則（平成12年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中広塚団地の項に係る部分は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第35号で平成13年10月25日から施行）

附 則（平成13年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第11号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）の一部を次のように改めする。

〔次のように〕略

附 則（平成14年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第21号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第20号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第44号で平成18年4月1日から施行）

（経過措置）

2 前項の規則で定める日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の各条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為については、この条例による改正後の各条例の相当規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為とみなす。

（準備行為）

4 この条例による改正後の各条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

附 則（平成17年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中向河原団地の項に係る部分は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第42号で平成17年9月20日から施行）

附 則（平成17年条例第34号）

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

**附 則（平成17年条例第57号）**

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第8条、第11条、第15条及び第17条の規定は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則（平成17年条例第58号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成18年条例第23号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成18年条例第31号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成18年条例第40号）**

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の京都府の事務処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき、この条例の施行の日前に旧条例別表の31の項目左欄に規定する市又は町の長（以下「市又は町の長」という。）がした同項目左欄に規定する処分その他の行為（以下「処分等」という。）でこの条例の施行の廃止にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例の規定に基づき市又は町の長に対してなされた処分等に係る申請その他の行為については、知事がした処分等又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**附 則（平成18年条例第44号）**

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

**附 則（平成19年条例第16号）**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正規定中余部出地の項を削る部分は、公布の日から施行する。

**附 則（平成19年条例第41号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成19年条例第55号）**

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則（平成19年条例第62号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成20年条例第7号）**

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の京都府府営住宅条例第44条の8第1項の規定により同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に同項に規定する特定公共賃貸府営住宅等の管理を行わ

せる場合において、当該管理を行わせる特定公共賃貸府営住宅等に関し、同項の規定により指定管理者に管理を行わせることとなる日前に京都府府営住宅条例の規定に基づき知事がした処分その他の行為又は同日前に同条例の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為で、同項の規定により指定管理者に行わせることとした管理に関する業務に係るものについては、同日以後は当該指定管理者のした処分その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**附 則（平成20年条例第34号）**

この条例は、平成21年3月28日から施行する。

**附 則（平成20年条例第35号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成21年条例第45号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成22年条例第31号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成23年条例第27号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成24年条例第5号）抄**

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第3条中京都府府営住宅条例第46条第1項の改正規定及び第5条の規定 公布の日

**附 則（平成24年条例第46号）**

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中別表第1の改正規定 公布の日

（2） 第2条の規定 平成25年4月1日

2 第1条の規定による改正後の京都府府営住宅条例第7条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1号に掲げる府営住宅の入居者が平成18年4月1日前に50歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同日前に50歳以上の者である場合は、同項第2号に該当するものとみなす。

**附 則（平成25年条例第17号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成25年条例第41号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成25年条例第45号）**

この条例は、公布的日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（平成26年規則第9号で平成26年4月1日から施行）

**附 則（平成26年条例第25号）**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行

する。

**附 則（平成26年条例第45号）**

- 1 この条例は、平成26年12月24日から施行する。
- 2 この条例の施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。

**附 則（平成26年条例第54号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年条例第36号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年条例第44号）**

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(昭42条例24・昭43条例14・昭44条例7・昭44条例44・昭45条例23・昭45条例32・昭46条例11・昭46条例24・昭46条例31・昭47条例2・昭47条例4・昭47条例17・昭47条例30・昭47条例32・昭48条例8・昭49条例6・昭49条例94・昭49条例41・昭50条例17・昭50条例30・昭51条例7・昭51条例28・昭51条例60・昭52条例3・昭52条例21・昭52条例32・昭52条例33・昭53条例7・昭53条例20・昭54条例4・昭54条例25・昭55条例22・昭56条例8・昭57条例7・昭58条例8・昭58条例25・昭59条例52・昭59条例66・昭60条例8・昭61条例15・昭61条例29・昭62条例8・昭63条例26・平元条例3・平元条例19・平3条例2・平3条例23・平3条例29・平5条例1・平5条例12・平5条例22・平6条例2・平7条例23・平7条例34・平8条例11・平8条例18・平9条例1・平9条例2・平9条例8・平9条例18・平10条例1・平10条例6・平10条例20・平11条例10・平12条例25・平12条例32・平12条例42・平13条例12・平13条例28・平13条例33・平13条例41・平14条例11・平14条例31・平15条例25・平15条例39・平16条例14・平16条例21・平16条例29・平16条例35・平17条例14・平17条例20・平17条例32・平17条例34・平17条例57・平17条例58・平18条例23・平18条例31・平18条例40・平18条例44・平19条例16・平19条例41・平19条例62・平20条例34・平20条例35・平21条例45・平22条例31・平23条例27・平24条例46・平25条例17・平25条例45・平26条例25・平26条例54・一部改正)

団地名	位置
吉田近隣团地	京都市左京区吉田近隣町
印中閣团地	京都市左京区印中閣山町
直天寺团地	京都市左京区西院直天寺町
岩倉团地	京都市左京区岩倉上瀬町
北台裏谷团地	京都市左京区北台裏谷町
山科町团地	京都市山科区東四条南ノ上町
山科大老团地	京都市山科区大老町明町
西七条团地	京都市下京区西七条名倉町
久世町团地	京都市南区久世町
嵯峨天龍寺团地	京都市右京区嵯峨天龍寺北造町
常磐团地	京都市右京区常磐町
天授が岡团地	京都市右京区花園天授ヶ岡町
周山团地	京都市右京区江北周山町上椎代
洛西西鏡谷团地	京都市西京区大原町西鏡谷町
洛西竹の里团地	京都市西京区大原町東竹の里町、西竹の里町

洛西御掛团地	京都市西京区大枝並掛町
櫻塚团地	京都市伏見区桜塚中ノ島町
桜草屋團地	京都市伏見区桜草屋町
淡利团地	京都市伏見区淀下津町
淡森团地	京都市伏見区淀森町
深草团地	京都市伏見区深草内町
桃山向团地	京都市伏見区桃山町
桃原御团地	京都市伏見区桃原町
小栗宿西团地	京都市伏見区小栗宿中山田町、桃山町
北後瀬团地	京都市伏見区小栗瀬北後瀬町
羽吹崎团地	伏見市宇治羽吹崎町
つじが丘团地	福知山市宇治天田
広瀬团地	福知山市広瀬町
矢見河团地	福知山市宇治天田
鎌庭团地	福知山市宇治鎌庭
正明寺团地	福知山市宇治正明寺
小松沙丘团地	福知山市宇治小松
中山山团地	福知山市宇治前田
西院御野团地	福知山市宇治前田御野町
小曾根丘团地	福知山市宇治
日吉が丘团地	福知山市宇治
中村团地	福知山市宇治中
宮前团地	福知山市大丸町天田内
朝来西团地	舞鶴市朝来西町
泉源寺团地	舞鶴市蓬岩中町
市船团地	舞鶴市愛宕浜町
行徳团地	舞鶴市行徳町
芥子谷团地	舞鶴市行徳
常田团地	舞鶴市宇常
白鳥团地	舞鶴市宇森
清美が丘团地	舞鶴市清美が丘
上代团地	舞鶴市宇上代
高井团地	舞鶴市宇祇来
高泊团地	舞鶴市宇上安久
上安久团地	舞鶴市宇倉谷
伊佐津团地	舞鶴市宇伊佐津
松風团地	舞鶴市松風
京田团地	舞鶴市京田
寺領团地	舞鶴市寺町
猿松团地	舞鶴市寺町
山越团地	舞鶴市寺町
大谷团地	舞鶴市寺町
上野团地	舞鶴市上野町
小倉团地	舞鶴市上野町
上地团地	舞鶴市上野町
花の木团地	舞鶴市綾中町
綾御町团地	舞鶴市西町、舞鶴町

木曾寺田地	總郷村仲富寺町
明如意地	總郷村吉行町
古美御地	總郷村里町
第八田田地	總郷村上杉町
井倉新町田地	總郷村井倉新町
五ヶ庄田地	宇治市五ヶ庄
斐添田地	宇治市斐添町
砂田田地	宇治市伊勢田町
武大久保田地	宇治市大久保町
本明田地	宇治市明
三室戸田地	宇治市菟大道
川島大川原田地	宇治市川島町
多崎田地	宮津市多須津
百合本丘田地	宮津市寺籠馬
水波路田地	宮津市水波路
下矢田田地	龜岡市下矢田町
坂山田地	龜岡市坂山町
古瀬田地	龜岡市古瀬町
吉川田地	龜岡市吉川町
大川田地	龜岡市吉川町
秀覺田地	龜岡市◆田野町
馬路田地	龜岡市马路町
坂南田地	城陽市坂南林ノ口、寺田深谷、寺田吉ノ谷
木主河田地	城陽市木主北ノ口
向日台田地	向日市寺戸町、向日町
上植野田地	向日市上植野町
八幡田地	八幡市内豊北ノ山
上冰屋田地	八幡市上冰屋
岩出田地	八幡市岩田
八幡男山田地	八幡市男山雄慈
女山美桜田地	八幡市男山美桜
八幡小松町田地	八幡市八幡小松
八幡山田地	八幡市八幡軸
八幡吉原田地	八幡市八幡吉原
一休茶莊田地	京丹後市茶
萬戶田地	京田辺市墓内
田邊田地	京田辺市河原
勘引活地	京丹後市峰山町四杆
春田田地	京丹後市嵐山町荒山
芦溝田地	京丹後市嵐山町堀潤
口大原田地	京丹後市大原町口大野
那原田地	京丹後市那原町原野
彦瀬田地	京丹後市彦瀬町弓宿
間人朝田地	京丹後市丹後町間人
翁の谷田地	京丹後市丹後町翁
岸田田地	京丹後市鏡美町境
尾町田地	京丹後市久美良町

十束田地	京丹後市久美良町
向河原田地	南丹市園部町小山原町
委賀上田地	船井郡八木町北屋賀
青門田地	南丹市八木町青戸
木津田地	木津川市木津、紀州
山の上田地	木津川市山城町猪口
北伏田地	木津川市山城町伏井
内明寺田地	乙訓郡大山町寺内明寺
御坂田地	久世郡久御山町麻、西一
東始山田地	久世郡久御山町佐山、林
下糸屋田地	久世郡久御山町下糸屋
井手田地	船井郡井手町大字井手
柏田田地	相模原精進町大字下柏
大町田地	相模原精進町大字北大河原
須崎田地	船井郡志摩須崎町須崎
角田地	船井郡志摩須崎町角
明石田地	与謝郡与謝野町宇明石
上ノ石田地	与謝郡与謝野町宇加悦
加悦奥田地	与谢郡与谢野町宇加悦
後原田地	与谢郡与谢野町宇后原
野田田地	与谢郡与谢野町宇木本
石田田地	与谢郡与谢野町宇多木
弓木田地	与谢郡与谢野町宇弓木
天柿山田地	与谢郡与谢野町宇佐柿
立町田地	与谢郡与谢野町宇若浦
幾姬田地	与谢郡与谢野町宇幾姬
四社田地	与谢郡与谢野町宇四社

別表第2 削除  
(昭47条例17)

## ○京都府府営住宅条例施行規則

昭和42年5月12日  
京都府規則第13号

京都府府営住宅条例施行規則をここに公布する。

### 京都府府営住宅条例施行規則

京都府営住宅設置並びに管理条例施行規則（昭和28年京都府規則第47号）の全部を改正する。

#### （権限の委任）

第1条 京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号。以下「条例」という。）及びこの規則に規定する知事の権限に属する事務（条例第44条の7第1項の規定により市町村若しくは京都府住宅供給公社が行う事務又は条例第44条の8第1項の規定により指定管理者が行う事務を除く。）は、次に掲げるものを除き、当該府営住宅等の所在地を所管する京都府土木事務所（当該所在地が、木津川市又は相楽郡の区域内にある場合にあつては京都府山城北土木事務所、福知山市の区域内にある場合にあつては京都府中丹土木事務所）の長に委任する。

- (1) 条例第8条第2項の規定による大規模な災害の決定
  - (2) 条例第17条の2第1項の規定による府営住宅等の指定
  - (3) 条例第18条第2項の規定による数値の決定
  - (4) 条例第18条の2第1項の規定による家賃の決定及び同条第2項の規定による家賃の変更
  - (5) 条例第43条第1項の規定による立入検査等
  - (6) 条例第44条の4第2項の規定による駐車場使用料の決定及び同条第3項の規定による駐車場使用料の変更
  - (7) 条例第49条第1項の規定による使用の許可
  - (8) 条例第50条の規定による使用料の決定
  - (9) 条例第51条の規定による許可の取消し
  - (10) 第7条第4項の規定による住宅の指定
  - (11) 第7条の3第1項の規定による特定公共賃貸府営住宅の指定
  - (12) 第20条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による数値の決定
- （昭52規則2・全改、昭52規則42・昭52規則44・昭55規則46・昭57規則41・平10規則5・平12規則2・平19規則17・平20規則7・平21規則15・平22規則30・平24規則88・平26規則30・平27規則97・一部改正）

#### （入居の申込み）

第2条 条例第4条第1項の規定により府営住宅等の入居の申込みをしようとする者は、府営住宅等入居申込書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の府営住宅等入居申込書（別記第1号様式）を受理したときは、府営住宅等入居申込受付番号通知書（別記第2号様式）により受付番号を当該入居の申込みをした者に通知する。

（平10規則5・旧第3条線・一部改正、平24規則38・一部改正）

#### （入居者の公募）

第3条 条例第5条第1項の規定による入居者の公募は、府営住宅等の種別、位置、戸数、規格、家賃、入居資格、申込みの方法、公募期日、選考方法、入居時期及び入居期限付き住宅の該当の有無その他必要な事項を、新聞、ラジオ等で発表するほか、適当な場所に掲示して行うものとする。

（平10規則5・平19規則17・一部改正、平24規則38・旧第5条線・平26規則30・一部改正）

#### （公募によらない場合の入居の申込み）

第3条の2 条例第6条の規定による入居の決定を受けようとする者は、府営住宅等特定入居申込書（別記第2号の2様式）を知事に提出しなければならない。

（平26規則30・追加）

#### （入居者資格調査のための必要な書類の提出）

第4条 知事は、条例第6条、第9条第3項（条例第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第4項並びに第17条の2第12項の規定により府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居者を決定しようとする場合は、条例第6条、第9条第3項及び第4項並びに第17条の2第12項の入居予定者等（以下この項において「府営住宅入居予定者等」という。）に対し、当該府営住宅入居予定者等及び同居させようとする者に係る次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 住民票の写し
  - (2) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する所得金額（次条第2号及び第7条の3第2項第2号を除き、以下「所得金額」という。）を証明する書類（令第1条第3号イからホまでに規定する額について同号の控除をする場合は、当該控除の対象者に該当することを証明する書類を含む。）
  - (3) 同居させようとする者が府営住宅入居予定者等の親族であることを証明する書類
  - (4) 同居させようとする者が府営住宅入居予定者等の婚姻の予約者であることを証明する書類
  - (5) 第7条第1項に規定する者であることを証明する書類
  - (6) 条例第7条第2項各号のいずれかの場合に該当することを証明する書類
  - (7) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定の適用を受ける者であることを証明する書類
  - (8) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者であることを証明する書類で、同日において当該住宅が存した市町村の長が発行するもの
  - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、府営住宅入居予定者等又はその者の同居親族のいずれかが支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者である場合は、当該府営住宅入居予定者等に対し、次に掲げる者に係る前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出させることができる。
- (1) 当該府営住宅入居予定者等の配偶者
  - (2) 当該府営住宅入居予定者等の同居親族の配偶者
  - (3) 当該府営住宅入居予定者等の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第38号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）
  - (4) 当該府営住宅入居予定者等の同居親族の扶養親族
  - (5) 前2号に掲げる者の配偶者
- （昭55規則46・平7規則31・平10規則5・平12規則55・平21規則15・平24規則31・一部改正、平24規則38・旧第6条線・一部改正、平25規則38・平26規則30・平27規則37・平27規則52・一部改正）

第5条 知事は、条例第6条、第9条の2第2項及び第3項（条例第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第17条の2第12項の規定により特定公共賃貸府営住宅の入居者を決定しようとする場合は、条例第6条、第9条の2第2項及び第3項並びに第17条の2第12項の入居予定者等に対し、当該入居予定者等及び同居させようとする者に係る次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 前条第1号、第3号、第4号及び第8号に掲げる書類
  - (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得金額（第7条の3第2項第2号において「所得金額」という。）を証明する書類（令第1条第3号イからホまでに規定する額について同号の控除をする場合は、当該控除の対象者に該当することを証明する書類を含む。）
- （平12規則2・追加、平24規則38・旧第6条の2線・平26規則30・一部改正）

(入居者決定通知)

第6条 知事は、条例第6条、第9条第3項及び第4項、第9条の2第2項及び第3項、第10条第2項、第14条、第17条第1項並びに第17条の2第12項の規定により入居者を決定したときは、その者に府営住宅等入居決定通知書（別記第3号様式）を交付する。

（平10規則5・平12規則2・一部改正、平24規則38・旧第7条繋上、平26規則30・一部改正）

（府営住宅の入居者資格）

第7条 条例第7条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる入居に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、住宅においてこれを受けられることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条において「常時要介護者」という。）を除く。）とする。

（1）次号に掲げる住宅以外の住宅 次のいずれかに該当する者

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福辻に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害（イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 残疾者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が残余法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項目から第6項目まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰國の自立の支援に関する法律一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第1条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国（促進及び永住帰國）の自立の支援に関する法律一部を改正する法律（平成26年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国（促進及び永住帰國）の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 次に掲げる結核の長期療養者

（ア） 結核により1年以上入院している者（医師の診断に基づき退院することができると認められる者に限る。）

（イ） 結核により1年以上入院していた者でその退院（医師の診断に基づく退院に限る。）において同じ。）の日から1年を経過しないもの

（ウ） 結核により1年以上入院していた者でその退院の日から1年を経過したもののうち引き続き療養の必要があると認められる者

ケ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの

（ア） 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（以下この号において「犯罪等」という。）の被害により生計維持が困難となつた者

（イ） 犯罪等の被害により居住する住宅が破壊され、又は著しく損壊したこと等のため、当該住宅を居住の用に供することができなくなつた者

（ウ） 犯罪等の被害により居住する住宅に引き続き居住する権利が奪された者

（エ） 居住する住宅又はその附近において犯罪等が行われたことにより心理的外傷その他心身への有害な影響を受けたため、当該住宅に居住することができなくなつた者

ニ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成18年法律第31号）以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被虐者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

サ 平成23年3月11日において福島県の区域（福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示区域及び支援対象地域を除く。）に居住していた者で、当該者を対象として知事が割当てをした府営住宅又は特別賃貸府営住宅に入居の申込みをしたもの

（2）次に掲げる地域（ア及びイに掲げる地域にあっては、京都市の区域を除く。）内の住宅 全ての者

ア 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯の全部又は一部を含む市町村の区域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町村の区域

ニ 過疎地帯自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

2 知事は、入居の申込みをした者が常時要介護者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定する者に当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受け取ることのできる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が常時要介護者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

4 条例第7条第1項に規定する規則で定める住宅は、次に掲げる住宅で、当該住宅の存する区域、その周辺の地域の状況、住戸の間取りその他の事情を勘案して知事が指定するものとする。

（1）次に掲げる住宅の存する地域の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する住宅

ア イに掲げる地域以外の地域 次のいずれかの住宅

（ア） 1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。）がおおむね40平方メートル以下である住宅

（イ） 居住室（炊事室兼食事室を除く。第7条の3第1項において同じ。）の数が1である住宅

イ 第1項第2号に規定する地域 1戸の床面積の合計がおおむね55平方メートル以下である住宅

（2）条例第6条第1項又は第11条第1項の募集に応じて入居の申込みをした者がなかった住宅（前号に掲げる住宅を除く。）

（平24規則38・追加、平25規則38・平26規則41・平27規則37・平27規則52・一部改正）

第7条の2 条例第7条第2項第1号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

- ア 身体障害 前条第1項第1号イ（ア）に規定する程度
  - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級  
又は2級に該当する程度
  - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (2) 前条第1項第1号ウ、エ、カ又はキに掲げる者
- （平24規則38・追加）

（特定公共賃貸府営住宅の入居者資格）

- 第7条の3 条例第7条第4項に規定する規則で定める特定公共賃貸府営住宅は、居住室の数が2以下の住宅で知事が指定するものとする。
- 2 条例第7条第4項第1号に規定する知事が定める基準は、入居の申込みをした日における所得が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内であることとする。
- (1) 入居者が災害により滅失した住宅に居住していた者である場合 48万7,000円以下であること。
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合において、入居者及び同居家族のうち所得金額の最も高い者が40歳未満の者であるとき 13万9,000円以上48万7,000円以下であること。
  - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 15万8,000円以上48万7,000円以下であること。
- （平24規則38・追加、平25規則38・一部改正）

（特別賃貸府営住宅の入居者資格）

- 第7条の4 条例第7条第5項第1号に規定する規則で定める基準は、入居の申込みをした日において、收入が令第9条第1項に規定する額以下であることとする。
- （平24規則38・追加、平26規則30・一部改正）

（高齢者世帯の条件）

- 第8条 条例第9条第4項及び第9条の2第3項に規定する規則で定める条件は、60歳以上であり、かつ、同居させようとする親族の全てが次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- (1) 配偶者
  - (2) 18歳未満の者
  - (3) 第7条第1項第1号イに掲げる者
  - (4) おおむね60歳以上の者
- （昭48規則18・昭56規則28・平10規則5・平11規則1・平12規則2・平24規則38・一部改正）

（補充入居予定者の公募）

- 第9条 条例第11条第1項の規定による補充入居予定者の公募は、知事が当該公募に係る府営住宅等を指定し、当該府営住宅等の入居資格、申込みの方法、公募期日、選考方法、入居者決定方法及び入居期限付き住宅の該当の有無その他必要な事項を、新聞、ラジオ等で発表するほか、適当な場所に掲示して行うものとする。
- （昭45規則19・平10規則5・平19規則17・平26規則30・一部改正）

（補充入居予定者決定通知）

- 第10条 知事は、条例第12条第2項において準用する条例第9条及び第9条の2の規定により補充入居予定者を決定したときは、その者に府営住宅等補充入居予定者決定通知書（別記第4号様式）を交付する。
- （平10規則5・平12規則2・一部改正）

（補充入居予定者の入居順位）

- 第11条 条例第12条第3項に規定する補充入居予定者の入居順位は、公開抽選（同条第2項において

準用する条例第9条第2項及び第9条の2第1項の規定により公開抽選を行う場合は、当該公開抽選）により決定するものとする。

- 2 補充入居予定者が府営住宅等への入居を2回にわたって拒否したときは、その者の入居順位は、最後の順位の次の順位に変更するものとする。
- （平10規則5・平12規則2・一部改正）

（府営住宅等入居申込書記載事項変更届）

- 第12条 補充入居予定者は、府営住宅等入居申込書（別記第1号様式）の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに府営住宅等入居申込書記載事項変更届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- （平10規則5・一部改正）

（入居期日の指定）

- 第13条 条例第15条第1項の規定による入居期日の指定は、府営住宅等入居決定通知書（別記第3号様式）に記載して行うものとする。
- （平10規則5・一部改正）

（請書等）

- 第14条 条例第15条第2項第1号に規定する請書の様式は、別記第6号様式とする。
- 2 条例第17条の2第14項の規定により読み替えて適用する条例第15条第2項第1号の規定により締結する入居期限付き住宅に係る建物賃借契約の契約書の様式は、別記第6号の2様式とする。
- （平10規則5・平26規則30・一部改正）

（連帯保証人）

- 第15条 入居予定者は、前条第1項に規定する請書を知事に提出するとき又は同条第2項に規定する建物賃借契約を締結しようとするときは、条例第7条第1項第3号に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という）に係る次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 印鑑証明書（作成後3月以内のものに限る。）
  - (2) 所得金額を証明する書類
  - 2 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 入居者は、連帯保証人に次に定める事実が生じたときは、直ちに連帯保証人を変更しなければならない。
  - (1) 保証の資力を失いたとき。
  - (2) 破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
  - (3) 死亡したとき。
- 4 入居者は、連帯保証人の住所に変更があったときは、直ちに連帯保証人住所変更届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- （昭55規則46・平10規則5・平12規則21・平24規則38・平26規則30・一部改正）

（入居延期届）

- 第16条 条例第6条、第9条第3項及び第4項、第9条の2第2項及び第3項、第10条第2項並びに第14条の規定により入居者と決定された者が条例第15条第1項に規定する入居期日から15日以内に入居できないときは、入居期日の前日までに府営住宅等入居延期届（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- （平10規則5・平12規則2・一部改正）

（同居の承認）

- 第17条 入居者は、条例第16条第1項の規定により同居の承認を受けようとするときは、府営住宅等

同居承認申請書（別記第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（平10規則5・追加、平19規則42・一部改正）

（同居の承認の特例）

第18条 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合（第2号又は第3号に掲げる場合においては、条例第16条第2項第3号に掲げる場合を除く。）とする。

- (1) 出生
- (2) 婚姻
- (3) 養子縁組

2 前項各号のいずれかの場合に該当したときは、入居者は、府営住宅等同居届（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（平10規則5・追加、平19規則42、平24規則38・一部改正）

（引き続き居住したい旨の申出）

第19条 条例第17条第1項の規定による申出は、府営住宅等継続居住申出書（別記第12号様式）を知事に提出して行わなければならない。

（平10規則5・旧第17条線下、一部改正）

（入居期限付き住宅の指定）

第19条の2 知事が、条例第17条の2第1項の規定により府営住宅等を入居期限付き住宅として指定する場合における当該指定の目的は、次に掲げる目的のいずれかの目的とする。

- (1) 子育て支援
  - (2) 期限付き入居決定に係る有効期間の満了前に入居期限付き住宅の用途が廃止される場合における当該入居期限付き住宅の入居者の入居
- 2 知事は、条例第17条の2第1項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。
- (1) 当該指定に係る入居期限付き住宅の名称
  - (2) 当該指定の目的
- 3 前項の規定は、当該指定を取り消し、又は変更したときについて準用する。

（平26規則30・追加）

（入居期限付き住宅の入居者資格）

第19条の3 前条第1号に掲げる目的で指定された入居期限付き住宅（以下この条及び次条において「子育て支援住宅」という。）に係る条例第17条の2第4項に規定する規則で定める条件は、次の各号に掲げる入居者の区分に応じ、当該各号に定める条件を具備することとする。

- (1) 次号に掲げる入居者以外の入居者 入居の日において、同居者が2人以上あり、かつ、同居者に1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者があること。
  - (2) 入居者が条例第17条の2第12項の規定の適用を受けて引き続き入居期限付き住宅に居住する場合における当該入居者 同項の有効期間の満了する日の翌日において、同居者が2人以上あり、かつ、同居者に1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者があること。
- 2 前条第1項第2号に掲げる目的で指定された入居期限付き住宅（以下この条及び次条において「代替期限付き住宅」という。）に係る条例第17条の2第4項に規定する規則で定める条件は、同号に規定する入居者に該当する子育て支援住宅の入居者が引き続き入居期限付き住宅に入居するため代替期限付き住宅への入居の申込みをしたこととする。
- 3 前項に規定する子育て支援住宅の入居者が引き続き入居期限付き住宅に入居するため子育て支援住宅への入居の申込みをした場合においては、当該入居者の入居に限り、当該申込みに係る子育て支援住宅を代替期限付き住宅とみなして、同項及び次条の規定を適用する。

（平26規則30・追加）

（期限付き入居決定の有效期間の範囲）

第19条の4 子育て支援住宅に係る条例第17条の2第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない期間とする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 入居の日（入居者が条例第17条の2第12項の規定の適用を受けて引き続き入居期限付き住宅に居住する場合にあつては、同項の有効期間の満了する日の翌日。以下この号において「基準日」という。）から基準日における全ての同居者の年齢が18歳以上となることとなる日以後の最初の3月31日までの期間
- (2) 期限付き入居決定が条例第17条第1項の規定により行われた場合 入居の日から当該過去に係る入居期限付き住宅の入居者であつた者に対してなされた当該期限付き入居決定の有効期間の満了の日であつた日までの期間
- 2 代替期限付き住宅に係る条例第17条の2第5項に規定する規則で定める期間は、入居の日から当該用途の廃止に係る入居期限付き住宅の入居者であつた者に対してなされた当該期限付き入居決定の有効期間の満了の日であつた日までの期間を超えない期間とする。
- 3 期限付き入居決定の日においてその耐用年限の2分の1が経過している入居期限付き住宅についての第1項（第1号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、同号及び同項中の「期間」とあるのは、「の期間（当該入居期限付き住宅の耐用年限、当該入居期限付き住宅の建替えの事業の実施に係る計画の有無その他の事情を勘案して知事がこれより短い期間を定めたときは、その期間）」とする。

（平26規則30・追加）

（入居期限付き住宅に係る入居者への説明）

第19条の5 条例第17条の2第8項の規定による入居期限付き住宅の入居予定者への説明は、期限付き入居決定に関する説明書（別記第12号の2様式）を当該入居予定者に交付し、その内容を説明することにより行うものとする。

（平26規則30・追加）

（入居期限付き住宅に係る説明を受けた旨を証する書面）

第19条の6 条例第17条の2第9項の規定による書面の提出は、期限付き入居決定に関する説明を受けた旨の確認書（別記第12号の3様式）を提出することにより行うものとする。

（平26規則30・追加）

（入居期限付き住宅に係る期間満了通知）

第19条の7 条例第17条の2第10項の規定による入居者への通知は、期限付き入居決定に係る有効期間満了通知書（別記第12号の4様式）を当該入居者に通知することにより行うものとする。

（平26規則30・追加）

（入居期限付き住宅に引き続き居住するための申出）

第19条の8 条例第17条の2第12項の規定による入居者からの申出は、期限付き入居決定に係る有効期間満了に伴う継続居住申出書（別記第12号の5様式）を知事に提出することにより行うものとする。

（平26規則30・追加）

（準公営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃の算出方法）

第20条 条例第18条第1項に規定する知事が定める方法は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じるものとする。

- (1) 住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和44年法律第49号）第8条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘査して0.7以上1.6以下で知事が市町村ごとに定める数値のうち、当該住宅の存する市町村に係るもの
- (2) 当該住宅（当該住宅が共同住宅である場合にあつては、当該住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計を65平方メートルで除して得た数値

(3) 住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で知事が定める数値のうち、当該住宅に係るもの

(4) 知事が住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、住宅の設備その他の当該住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してアに掲げる数値以上イに掲げる数値以下で定める数値

ア 0.5

イ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値

(ア) 1.3

(イ) 1.6を第1号に掲げる数値で除して得た数値

2 前項の家賃算定基準額並びに同項第1号及び第3号の数値の算出については、令第2条の規定を適用する。

(平10規則5・追加、平21規則15・平22規則38・平26規則30・一部改正)

(準公営住宅及び特別賃貸併営住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法)

第21条 条例第18条第3項に規定する知事が定める方法は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の復成価格（当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額として算出した価格及びその敷地の時価をいう。）に1年当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための引当金並びに公課の合計を12で除するものとする。

2 前項に規定する復成価格、1年当たりの利回り並びに貸倒れ及び空家による損失を埋めるための引当金は、公営住宅の例により算出するものとする。

3 第1項に規定する償却額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出については、令第3条の規定を準用する。

(平10規則5・追加、平24規則38・一部改正)

(家賃の減額)

第21条の2 条例第18条の3第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に掲げる方法とする。

(1) 特定公共賃貸併営住宅の管理開始の日から1年間 当該特定公共賃貸併営住宅の床面積その他の事情を考慮して、次に掲げる入居者の所得の区分（以下「所得の区分」という。）に応じ、知事が定める方法(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が当該特定公共賃貸併営住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸併営住宅の家賃の額とする。)

ア 23万8,000円以下

イ 23万8,000円を超えて26万8,000円以下

ウ 26万8,000円を超えて32万2,000円以下

エ 32万2,000円を超えて44万6,000円以下

オ 44万6,000円を超えて48万7,000円以下

(2) 管理開始の日から起算して1年を経過した日以降 次に掲げる計算方式により算出する方法(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が当該特定公共賃貸併営住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸併営住宅の家賃の額とする。)

算式

第1号に掲げる方法により算出した家賃の額×1.035n

算式の符号

n：管理開始の日から起算して経過した年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)

2 前項の規定にかかるわらず、該当する所得の区分が移行することにより入居者負担額が上昇した入居者に係る入居者負担額は、移行前の所得の区分に応じた入居者負担額と移行後の所得の区分に応じた入居者負担額の差額に所得の区分の移行について知事が認定した日（以下「所得移行日」という。）から1年間にあつては4分の3を、所得移行日から1年を経過した日から1年間にあつては2分の1を、所得移行日から2年を経過した日から1年間にあつては4分の1を、それぞれ乗じて

得た額を移行後の所得の区分に応じた入居者負担額から減じた額（当該算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この条において「経過措置後の入居者負担額」という。）とする。

3 前項の規定は、経過措置後の入居者負担額の適用を受けている入居者について準用する。この場合において、「移行前の所得の区分に応じた入居者負担額」とあるのは、「経過措置後の入居者負担額」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定にかかるわらず、所得が48万7,000円を超える者については、条例第18条の3第1項の規定による減額を行わない。

(平12規則2・追加、平19規則17・平21規則15・一部改正)

第21条の3 前条の規定にかかるわらず、特定公共賃貸併営住宅について、次に掲げる場合には、条例第18条の3第2項に規定する規則で定める方法は、この条に定めるところによる。

(1) 入居者又は入居者若しくはその同居者と生計を一にする者のうち1人以上の者が、第7条第1項第1号イに掲げる者である場合

(2) 入居者及びその同居者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2人以上の者と生計を一にする場合（当該者のうち1人以上の者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、同条に規定する義務教育学校の前期課程若しくは同条に規定する特別支援学校の小学部の課程に在学している者若しくは未就学である者又は知事がこれらの者と同等と認める者である場合に限る。）

2 前項各号に掲げる場合における、条例第18条の3第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号の区分に応じて当該各号に定めるところによる。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる場合並びに同項第2号に掲げる場合において入居者及びその同居者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある3人以上の者と生計を一にする場合 当該特定公共賃貸併営住宅を府営住宅と仮定した場合において条例第18条の規定の例により算出する方法（当該入居者の所得が13万9,000円以下である場合にあつては、当該所得を13万9,000円とみなして、当該特定公共賃貸併営住宅を府営住宅と仮定した場合において同条の規定の例により算出する方法）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定公共賃貸併営住宅を府営住宅と仮定した場合において条例第18条の規定の例により算出した家賃の額（当該入居者の所得が13万9,000円以下である場合にあつては、当該所得を13万9,000円とみなして、当該特定公共賃貸併営住宅を府営住宅と仮定した場合において同条の規定の例により算出した家賃の額 以下「仮定家賃額」という。）に条例第18条の2第1項の規定により知事が定めた額から仮定家賃額を減じた額に3分の1を乗じて得た額を加えて算出する方法

3 所得が21万4,000円を超える者及び前2項の規定に定めるところにより算出した家賃の額が前条第1項から第3項までの規定に定めるところにより算出した家賃の額を超える者については、前2項の規定は、適用しない。

(平19規則17・追加、平21規則15・平24規則38・平28規則8・一部改正)

第21条の4 条例第18条の3第1項の規定により家賃の減額を受けようとする者は、特定公共賃貸併営住宅家賃減額申請書（別記第12号の6様式）を知事に提出しなければならない。

(平12規則2・追加、平19規則17・旧第21条の3線下、平26規則30・一部改正)

(収入の申告等)

第22条 条例第19条第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（別記第13号様式）に当該入居者及び同居者の第4条第1項第2号及び第6号に掲げる書類（当該入居者及び同居者のいずれかが支援対象地域に在する住宅に平成23年3月11日において居住していた者である場合にあつては、これらの書類のほか、次に掲げる者の同項第1号及び第2号に掲げる書類）を添え、これを知事に提出して行わなければならない。

- (1) 当該入居者の配偶者
- (2) 当該入居者の同居者の配偶者
- (3) 当該入居者を扶養親族としている者
- (4) 当該入居者の同居者を扶養親族としている者
- (5) 前2号に掲げる者の配偶者

2 条例第19条第2項の規定による入居者に対する通知は、収入認定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(平10規則5・追加、平24規則38・平26規則30・平27規則37・一部改正)

#### (意見の申出等)

第23条 条例第19条第3項の規定による意見の申出は、前条第2項の収入認定通知書(別記第14号様式)を受け取った日から30日以内に、収入認定意見申出書(別記第15号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の申出があつた場合において、条例第19条第2項の規定による認定を更正する必要があるときは収入認定更正通知書(別記第16号様式)により、同項の規定による決定を更正する必要がないときは収入認定審査通知書(別記第17号様式)により、当該申出をした者に通知するものとする。

(昭56規則23・追加、平10規則5・旧第18条の3線下・一部改正)

#### (高額所得者に対する明渡請求)

第24条 条例第22条第1項の規定による高額所得者に対する明渡請求は、府営住宅等明渡請求書(別記第18号様式)により行うものとする。

2 高額所得者は、条例第22条第3項の規定による明渡期限の延長の申出をしようとするときは、府営住宅明渡期限延長申出書(別記第19号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申出があつた場合において、条例第22条第3項の規定により明渡期限の延長を承認したときは府営住宅明渡期限延長承認通知書(別記第20号様式)により、明渡期限の延長を承認しないときは府営住宅明渡期限延長不承認通知書(別記第21号様式)により、当該申出をした者に通知するものとする。

(昭56規則23・追加、昭58規則3・旧第18条の7線下、平10規則5・旧第18条の8線下・一部改正)

#### (住宅のあつせん等の申出)

第25条 条例第20条の規定に該当する府営住宅の入居者は、条例第25条の規定による住宅のあつせん等の申出をしようとするときは、住宅あつせん等申出書(別記第22号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭56規則23・追加、昭58規則3・旧第18条の8線下、平10規則5・旧第18条の9線下・一部改正)

#### (家賃の減免)

第26条 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居者は、条例第28条の規定により家賃の減免を受けようとするときは、家賃减免申請書(別記第23号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭48規則18・旧第18条線下、平10規則5・旧第19条線下・一部改正、平12規則2・一部改正)

#### (家賃等の徵収猶予)

第27条 府営住宅又は特別賃貸府営住宅の入居者は、条例第31条の規定により家賃又は敷金の徵収猶予を受けようとするときは、家賃(敷金)徵収猶予申請書(別記第24号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭48規則18・旧第19条線下、平10規則5・旧第20条線下・一部改正、平12規則2・一部

#### 改正)

##### (1月以上居住しないときの届出)

第26条 条例第34条に規定する届出の様式は、別記第25号様式とする。

(平10規則5・追加)

#### (修繕箇所の通知)

第29条 入居者は、条例第35条第1項又は第2項に規定する修繕をする必要が生じたときは、その旨を知事に通知しなければならない。

(昭48規則18・旧第20条線下、平10規則5・旧第21条線下・一部改正)

#### (併用承認申請)

第30条 入居者は、条例第88条ただし書の規定により府営住宅等を他の用途に併用しようとするときは、府営住宅等併用承認申請書(別記第26号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(昭48規則18・旧第23条線下、平10規則5・旧第24条線下・一部改正)

#### (模様替え等の承認申請)

第31条 入居者は、条例第39条ただし書の規定により、府営住宅等を模様替えし、改築し、又は増築しようとするときは、府営住宅等模様替え(改築、増築)承認申請書(別記第27号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(昭48規則18・旧第24条線下、平10規則5・旧第25条線下・一部改正)

#### (明渡しの届出)

第32条 府営住宅等を明渡そうとする者は、府営住宅等明渡届(別記第28号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭48規則18・旧第26条線下、平10規則5・旧第26条線下・一部改正)

#### (明渡請求)

第33条 条例第41条第1項又は第45条第1項の規定による明渡請求は、府営住宅等明渡請求書(別記第18号様式)により行うものとする。

(昭56規則23・追加、平10規則5・旧第26条の2線下・一部改正)

#### (集会所の使用承認申請)

第34条 条例第42条の規定により集会所の使用の承認を受けようとする者は、府営住宅等集会所使用承認申請書(別記第29号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭48規則18・旧第26条線下、平10規則5・旧第27条線下・一部改正)

#### (立入検査証)

第35条 条例第43条第3項に規定する身分を示す証票の様式は、別記第30号様式とする。

(昭48規則18・旧第27条線下、平10規則5・旧第28条線下・一部改正)

#### (使用者の資格)

第36条 条例第44条に規定する規則で定める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自ら使用するための自動車(大きさが幅2メートル未満かつ長さ5メートル未満のものに限る)を駐車する必要があること。
- (2) 居住する府営住宅等の入居者に家賃の滞納がないこと。

(平19規則17・全改)

#### (使用の申込み)

第36条の2 条例第44条の2の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、駐車場使用申込書(別記第29号の2様式)に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(平19規則17・追加)

#### (使用者の決定等)

第36条の3 知事は、条例第44条の3第1項及び第2項の規定により駐車場の使用者を決定したときは、その者に駐車場使用決定通知書(別記第29号の3様式)を交付する。

2 知事は、駐車場の管理のため必要があると認めるときは、条例第44条の3第1項又は第2項の規定による駐車場の使用者の決定(以下「駐車場使用者決定」という。)に必要な条件を付することができる。

3 第1項の駐車場使用決定通知書の交付を受けた者は、駐車場使用開始日(但し駐車場使用決定通知書に記載された駐車場使用開始日をいう。以下同じ。)までに条例第44条の5第1項に規定する保証金を納付し、当該駐車場使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。

4 条例第44条の3第2項第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第17条第1項の規定により入居者と決定された者又はその同居者
- (2) 色素系乾皮症患者

(平19規則17・追加)

#### (使用料)

第36条の4 条例第44条の4第1項に規定する駐車場の使用料は、駐車場使用開始日から当該駐車場を明渡した日(条例第44条の6第1項の規定により期日を指定した駐車場の明渡しの請求があつた場合において、当該駐車場の使用者が同項の期日までに駐車場の明渡しをしないときは当該期日)まで徴収する。

2 駐車場の使用料は、毎月、知事が指定する日までに、その月分を納付しなければならない。

3 駐車場使用開始日又は駐車場を明渡した日が月の途中である場合においては、その月の駐車場の使用料は、日割計算による。

(平19規則17・追加)

#### (明渡し)

第36条の5 条例第44条の6第1項の規定による明渡請求は、府営住宅駐車場明渡請求書(別記第29号の4様式)により行うものとする。

2 条例第44条の6第1項第3号に規定する規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 駐車場を自動車の駐車以外の目的で使用したとき。
- (2) 使用の権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
- (3) 駐車場に横桿等その他の工作を加えたとき。
- (4) 駐車場に危険物その他自動車の駐車に支障となる物品を持ち込んだとき。
- (5) 駐車場で悪臭又は騒音の発生その他の近隣の居住環境上支障となる行為をしたとき。
- (6) 運行不能な自動車を1箇月以上継続して駐車しているとき。
- (7) 他人の自動車の駐車を妨げる行為をしたとき。
- (8) 駐車場使用者決定に付された条件に違反したとき。

(平19規則17・追加)

#### (管理の特例)

第36条の6 条例第44条の7第2項第36号に規定する規則に基づく事務であつて規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1項、第3条の2、第12条、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第24条第2項、第25条、第30条から第32条まで、第34条並びに第36条

の2の規定により提出された書類を受理すること。

- (2) 第2条第2項、第6条、第10条、第24条第3項及び第36条の3第1項の規定により通知書を交付すること。
- (3) 第4条の規定により書類の提出を求めること。
- (4) 第7条第2項の規定により調査を行うこと。
- (5) 第7条第3項の規定により意見を求めること。
- (6) 第9条の規定により公営住宅を指定すること。
- (7) 第15条第2項の規定により連帯保証人の変更の承認すること。
- (8) 第19条の4第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項の規定により期間を定めること。

- 2 条例第44条の7第1項の規定により市町村又は京都府住宅供給公社に公営住宅の管理又は駐車場の管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条の2、第4条、第6条、第7条第1項から第3項まで、第9条、第10条、第12条、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第30条から第32条まで並びに第34条の規定により提出された書類を受理すること。

(平19規則17・追加、平20規則7・平24規則38・平26規則30・平27規則37・一部改正)

#### (指定管理者による準公営住宅等の管理)

第36条の7 条例第44条の8第2項第28号に規定する規則に基づく事務に関する業務であつて規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1項、第3条の2、第12条、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第30条から第32条まで並びに第34条の規定により提出された書類を受理すること。
- (2) 第2条第2項、第6条及び第10条の規定により通知書を交付すること。
- (3) 第4条及び第5条の規定により書類の提出を求めること。
- (4) 第7条第2項の規定により調査を行うこと。
- (5) 第7条第3項の規定により意見を求めること。
- (6) 第9条の規定により準公営住宅等を指定すること。
- (7) 第15条第2項の規定により連帯保証人の変更の承認すること。
- (8) 第19条の4第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項の規定により期間を定めること。

- 2 条例第44条の8第1項の規定により指定管理者による準公営住宅等の管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条の2から第6条まで、第7条第1項から第3項まで、第9条、第10条、第12条、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第19条の4第3項、第19条の8、第30条から第32条まで並びに第34条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第29条中「知事」とあるのは「知事及び指定管理者」とする。
- (5) 第20規則7・追加、平24規則38・平26規則30・平27規則37・一部改正

#### (新たに整備される公営住宅への入居の申出)

第37条 条例第46条第1項に規定する入居の申出をしようとする者は、公営住宅建替事業に係る姉妹後住宅入居申出書(別記第31号様式)を知事に提出しなければならない。

(平10規則5・追加、平24規則38・一部改正)

#### (家賃の特例)

第38条 公営住宅の入居者は、条例第47条又は第48条の規定により家賃の減額を受けようとするときは、家賃减免申請書(別記第23号様式)を知事に提出しなければならない。

(平10規則5・追加、平12規則2・平24規則38・一部改正)

(使用許可申請)

第39条 社会福祉法人等は、条例第49条第1項の規定により許可を受けようとするときは、府営住宅使用許可申請書（別記第32号様式）により申請しなければならない。

（平10規則5・追加）

（社会福祉法人等が使用する場合の使用料）

第40条 条例第50条の知事が定める額は、近傍同種の住宅の家賃（条例第49条第1項の規定により許可を受けた社会福祉法人等から、当該許可に係る府営住宅に現に居住する者の収入について申告があつた場合にあつては、当該府営住宅に現に居住する者の収入の合計額を当該府営住宅の入居者の収入とみなして、条例第18条の規定に準じて算定した額）とする。

（平10規則5・追加、平18規則8・一部改正）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（平24規則11・平24規則38・一部改正）

2 この規則の施行の日前に提出された改正前の京都府営住宅設置並びに管理条例施行規則第18条に規定する請書は、改正後の京都府営住宅条例施行規則別記第6号様式による請書とみなす。  
（平24規則11・平24規則38・一部改正）

附 則（昭和44年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第6号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第53号）

- 1 この規則は、昭和51年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の京都府建築代理土条例施行規則、建築基準法施行細則、京都府宅地建物取引業法施行細則及び京都府府営住宅条例施行規則の規定によつてなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の京都府建築代理土条例施行規則、建築基準法施行細則、京都府宅地建物取

引業法施行細則及び京都府府営住宅条例施行規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和51年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第42号）

1 この規則は、昭和52年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の京都府府営住宅条例施行規則によつてなされた許可その他の行為は、この規則による改正後の京都府府営住宅条例施行規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和52年規則第44号）

この規則は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則（昭和54年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第41号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次目の改正規定、第52条、第64条の2、第66条、第67条の2、第68条、第68条の3、第71条、第72条、第87条、第88条及び第90条の改正規定、第5章第1節第11款の次に1款を加える改正規定、附則第2項、第3項及び第6項の規定並びに附則第7項の規定中京都府土木事務所及び京都府港湾事務所に係る部分は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第3号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第37号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第18条の2、第18条の7及び別表の改正規定並びに次項の規定（昭和61年7月1日から、第28条の次に1条を加える改正規定（募集等の入居に関する事務に係る部分に限る。）は昭和61年8月1日から施行する。）

2 昭和61年7月1日前に、京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第4号に規定する特別賃貸府営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る同条例第2条第4号及び第6条第2項第2号に規定する収入の基準について、この規則による改正後の府営住宅条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なお前項の例による。

附 則（平成3年規則第14号）

- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に、京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第4号に規定する特別賃貸府営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る同条例第2条第4号及び第5条第2項第2号に規定する収入の基準については、この規則による改正後の府営住宅条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（平成7年規則第31号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成10年規則第5号）**

（施行期日）

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 平成10年4月1日前から同日以後引き続き府営住宅等に居住しようとする者に係るこの規則による改正後の京都府府営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第20条の規定による家賃の算出の手続に關しては、前項本文の規定にかかわらず同日前においても、新規則第22条及び第23条の規定の例による。
- この規則による改正前の京都府府営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）第18条第2項の規定による収入報告書の提出は、前項の規定により新規則の規定の例によることとされる新規則第22条第1項の規定による収入申告書の提出とみなす。
- 平成10年4月1日前に旧規則によってした請求、手続その他の行為は、新規則の相当規定によつしたものとみなす。

**附 則（平成11年規則第1号）**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則（平成12年規則第2号）**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則（平成12年規則第21号）**

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいたものとみなす。

**附 則（平成12年規則第55号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成15年規則第23号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成16年規則第27号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成18年規則第8号）**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年規則第17号）**

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 京都府の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年京都府規則第7号）の一部を次のよう改訂する。  
〔次のように〕略

**附 則（平成19年規則第42号）**

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則（平成20年規則第7号）**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年規則第15号）**

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の京都府府営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき京都府山城南土木事務所の長がした处分その他の行為（以下「処分等」という。）でこの規則の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に旧規則の規定に基づき京都府山城南土木事務所の長に対してなされた処分等に係る申請その他の行為については、京都府山城北土木事務所の長のした処分その他の行為又は京都府山城北土木事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 施行日前に、京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第2号に規定する特定公共賃貸府営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る同条例第7条第3項第2号に規定する所得の基準については、この規則による改正後の京都府府営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に特別賃貸府営住宅に入居している者で新規則第20条の規定による特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額（以下この項において「新家賃額」という。）が施行日前の最終の特別賃貸府営住宅の毎月の家賃の額（以下この項において「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の特別賃貸府営住宅の毎月の家賃は、新規則第20条の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

- この規則の施行の際現に特定公共賃貸府営住宅に入居している者（以下「既入居者」という。）に対する京都府府営住宅条例第18条の3第1項の規定による家賃の減額については、新規則第21条の第2・4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 既入居者のうち京都府府営住宅条例第18条の3第1項の規定の適用を受けている者（旧規則第21条の3の適用を受けている者に限る。）については、新規則第21条の3第3項の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、同項中「21万4,000円」とあるのは、「26万8,000円」とする。

**附 則（平成22年規則第30号）**

- この規則は、平成22年6月1日から施行する。

- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都府府営住宅条例施行規則（以下「旧規則」とい

という。)の規定に基づき京都府中丹西土木事務所の長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)でこの規則の施行の際現にその效力を有するもの又はこの規則の施行の日前に旧規則の規定に基づき京都府中丹西土木事務所の長に対してなされた処分等に係る申請その他の行為については、京都府中丹東土木事務所の長のした処分等又は京都府中丹東土木事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

#### 附 則(平成24年規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 第1条、第2条、第5条及び第7条の規定による改正後の次の各号に掲げる規則の規定の適用について、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票の写し及び記載事項証明書は、それらが作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、当該各号に掲げる規則の規定に掲げる書類とみなす。

(1) 建築士法施行規則第1条第1項第3号

(2) 京都府府営住宅条例施行規則第6条第1号

(3) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則第5条第2項第2号

(4) 京都府住宅改良資金の融資に関する規則第3条第3項第2号

#### 附 則(平成24年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都府府営住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条第1項の規定の適用については、平成18年4月1日前に50歳以上である者は、同項第1号アに掲げる者とみなす。

3 この規則による改正前の京都府府営住宅条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、新規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

#### 附 則(平成25年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中京都府府営住宅条例施行規則第7条第1項第1号コの改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

#### 附 則(平成26年規則第30号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の京都府府営住宅条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府府営住宅条例施行規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

#### 附 則(平成26年規則第41号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成27年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成28年規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別記第1号様式(第2条関係)

(平19規則42・全改、平20規則7・平26規則30・一部改正)

府営住宅等入居申込書	
土木事務所長 様 (市町村長) (京都府住宅供給公社理事長) (指定管理者)	
年月日 ふりがな 氏名 印	
この申込書の記載内容が事実に相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。 また、入居者資格についての問合せ機関への相談に同意します。	

申込者	現住所	電話			
		生年月日 (年齢)	年月日生 (歳)	性別	職業
ふりがな 氏名					
勤務先の名称及び所在地					
入居者及び同居親族	ふりがな 氏名	結婚 年月日 (年齢)	生年月日 (年齢)	性別	職業
	本人				
			年月日生 (歳)		

現住居の使用関係	自家・借家・アパート・間借り・同居・			UR住宅 (但公印)	・公営・その他( )
入居を希望する住宅等	所在地名	団地名	型別	種別	
				府営住宅	特定公共賃貸府営住宅
住宅困窮者の理由				※ 申込受付番号	第 号

備考 1 該当する事項を○で囲んでください。

2 申込みは、募集の都度世帯1戸で2戸から、同一世帯で2戸以上申込みされると全制限とになります。ただし、入居期限付き住宅については、入居期限付き住宅以外の住宅と併せて申し込むことができます。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

#### 第2号様式(第2条関係)

(昭51規則53・平3規則14・平10規則5・平12規則2・平26規則30・一部改正)

府営住宅等入居申込番号通知書

府営住宅等入居申込書の受付番号を下記のとおり通知します。

年 月 日

土木事務所長  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)  
記

入居を希望する住宅等	所在地名	型別	種別
	団地	府営住宅、特定公共賃貸府営住宅	特別賃貸府営住宅
受付番号	第 号		

抽選の結果は、  
に掲示します。当選されなかつた方には、通知しませんから御了承ください。

#### 第2号の2様式(第3条の2関係)

(平26規則30・追加)

府営住宅等入居申込番号通知書	
土木事務所長 様 (市町村長) (京都府住宅供給公社理事長) (指定管理者)	年 月 日 ふりがな 氏名 印
この申込書の記載内容が実態に相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申します。	
また、入居者資格についての関係機関への報告に同意します。	

申込者	現住所	電話					
	ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	年 月 日 生(歳)				
入居者及び同居親族	勤務先の名称及び所在地	電話					
	ふりがな 氏名	統計	生年月日 (年齢)	性別	職業	所得金額	同居・別居の別(現住)
	本人					円	
		年 月 日 生(歳)					同居・別居
		年 月 日 生(歳)					同居・別居
		年 月 日 生(歳)					同居・別居
	年 月 日 生(歳)					同居・別居	
現住居の使用関係	自家・借家・アパート・間借り・同居・			UR住宅 (但公印)	・公営・その他( )		
入居を希望する住宅等	所在地名	型別	種別	府営住宅	特定公共賃貸府営住宅	特別賃貸府営住宅	
	京都府府営住宅条例第6条第1項各号に掲げる特別の事由のうち該当する事由及び住宅困窮等の理由の欄にその旨を記入してください。						

備考 1 該当する事項を○で囲んでください。

2 京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第6条第2項又は第3項の申出を行うときは、京都府府営住宅条例第6条第1項各号に掲げる特別の事由のうち該当する事由及び住宅困窮等の理由の欄にその旨を記入してください。

#### 第3号様式(第6条関係)

(昭51規則53・昭57規則41・平3規則14・平10規則5・平19規則17・平20規則7・平24  
規則38・平26規則30・一部改正)

府営住宅等入居決定通知書

様

番号  
年月日

土木事務所長  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者) 印

府営住宅等の入居を下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、有効期間が定められている場合は、その更新がなく、有効期間の満了によってその効力が失われますので、有効期間の満了日までに下記の住宅を明け渡さなければなりません。

記

入居決定をした住宅	住宅名	所在地		棟号
	所在地	種別	構造	
家賃月額	円	敷金	円	
入居者及び入居することができる同居親族	府営住宅等入居申込書に記入されている者			
入居の指定日	年月日			
入居決定の有効期間	年月日から年月日まで			

備考 1 入居の指定日から15日以内に入居しないとき又は入居の指定日までに次の手続をしないときは、原則として入居決定を取り消します。

- (1) 請書を提出すること(入居期限付き住宅への入居の場合は、建物賃貸借契約を締結すること。)
- (2) 敷金を納入すること。
- 2 家賃の額は、入居の指定日から計算します。

第4号様式(第10条関係)

(昭51規則53・平3規則14・平10規則5・平12規則2・平19規則17・平20規則7・平26  
規則30・一部改正)

補充入居予定者決定通知書

様

番号  
年月日

土木事務所長  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者) 印

あなたを下記のとおり府営住宅等の補充入居予定者と決定しましたので通知します。

記

所在地名	型別	種別	入居順位	補充入居予定者としての有効期間
		府営住宅 特別公社賃貸府営住宅 特別賃貸営業住宅	第几位	年月日から 年月日まで

備考 1 上記の有效期間内に府営住宅等に空家が生じないときは、補充入居予定者としての資格がなくなります。

2 上記の有效期間内に府営住宅等に空家が生じたときは、当該府営住宅等の入居資格のある者で補充入居予定者として決定しているものの中から、入居順位に従つて当該空家となつた府営住宅等の入居者に決定します。

3 府営住宅等への入居を2回辞退しますと、あなたの入居順位は、最後の順位に変更されます。

4 補充入居申込みをした日から、上記の有効期間内に、補充入居申込書に記載した事項に異動があつたときは、速やかに届け出ください。

5 府営住宅等に空家が生じて入居者として決定するときは、改めて実情調査をいたします。その場合、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)に定める入居資格がないと認められるときは、入居することができませんから御了承ください。

第6号様式(第12条関係)

(昭51規則53・昭57規則41・平3規則14・平10規則5・平19規則17・平20規則7・平26  
規則30・一部改正)

府営住宅等入居申込書記載事項変更届

年月日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

住所

補充入居予定者 氏名 印

下記のとおり府営住宅等入居申込書の記載事項に変更が生じたので届け出ます。  
記

事項	内容		異動原因 発生年月日
	異動前	異動後	

備考 1 事項の欄は、変更が生じた事項について、「現住所」、「氏名」、「勤務先」、「同居親族」、「現居住の使用関係」等と記入してください。

2 異動前の欄は、府営住宅等入居申込書に記入した事項をそのまま記入してください。

第6号様式(第14条関係)

(昭44規則38・全改、昭51規則53・昭57規則41・平3規則14・平10規則5・平19規則17・  
平19規則42・平20規則7・平26規則30・一部改正)

譲書

年月日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

入居者 現住所

氏名 印

所在地

連帯保証人

勤務先

名 称

現住所

氏名

( 年 月 日生 )  
所在地

連帯保証人

勤務先

名 称

現住所

氏名

( 年 月 日生 )

下記の府営住宅等への入居については、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)、京都府府営住宅条例施行規則(昭和42年京都府規則第13号)及びこれらに基づく指示を堅く守ります。(なお、汚水処理施設の運転に必要な諸経費を共益費として、知事の定めるところにより府に納付することを承諾します。)

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意し、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、府営住宅等を明け渡します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他一切の債務を負担します。

記

入居生名	住宅名	団地	棟	号
種別		構造		
家賃月額	円	敷金		円

備考

- 連帯保証人に係る次に掲げる書類を添付してください。
  - 印鑑証明書(作成後3月以内のものに限る。)
  - 所得金額を証明する書類
- 連帯保証人の印鑑は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印してください。
- 汚水処理施設が設置されていない団地への入居者については、本文( )書きの部分の記載を要しません。

第6号の2様式(第14条関係)

(平成26規則30・追加)

入居期限付き住宅に係る建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 京都府を甲とし、乙をして、甲が乙に対して行った京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号。以下「条例」という。)第17条の2第5項に規定する期限付き入居決定に基づき、別表第1に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、同条例第14項の規定により読み替えて適用する条例第15条第2項第1号の規定により建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、別表第2に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する契約期間の満了により終了し、更新がない。

3 甲は、第1項に規定する契約期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、条例第17条の2第10項の規定により期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した日に賃貸借は、終了する。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(契約の解除)

第4条 甲は、乙が条例第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合においては、期日を定めて本契約を解除することができる。

2 本契約の解除により生じる明確に係る費用及び明渡しにより乙が被る損害は、乙の負担とする。

(乙からの解約)

第5条 乙は、条例第40条第1項の規定により、甲に対して退去しようとする日の10日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

(明渡し)

第6条 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の家賃その他一切の債務を負担するものとする。

(その他)

第8条 第2条から前条までに規定する事項以外の事項については、条例のほか、公営住宅法(昭和26年法律第197号)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)、京都府府営住宅条例施行規則(昭和42年京都府規則第13号)その他関連規程又は告示に定めるところによる。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両当事者及び乙の連帯保証人が記名押印の上、甲乙各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 京都府知事  
権限受任者

土木事務所長 印

乙 住所  
氏名

印

連帯保証人  
勤務先  
名称  
住所

氏名 印  
(年月日)

連帯保証人  
勤務先  
名称  
住所  
氏名 印  
(年月日)

別表第1			
住宅名	団地 棟 号		
所在地			
種別		構造	
家賃月額	円	敷金	円
(入居時の家賃)			

備考 家賃月額は、条例第18条第1項又は第18条の2第1項及び第2項の規定により毎年度変更されます。

契約期間	始期	年 月 日
	終期	年 月 日
契約終了の通知をすべき期間	年 月 日から 年 月 日まで	

第7号様式(第16条関係)  
(平26規則30・全改)  
連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

入居者氏名 印

下記により連帯保証人を変更したいので申請します。

記

入居決定を受けている住宅	住宅名	団地 棟 号		
	所在地			
	種別	構造		
変更しようとする連帯保証人	変更後 勤務先	所在地		
		名称	(電話 )	
	住所		氏名	印

変更前	勤務先	所在地	(電話 )	
	名称		氏名	印
	住所		氏名	

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出してください。  
2 変更後の連帯保証人に係る次に掲げる書類を添付してください。  
(1) 印鑑証明書(作成後3月以内のものに限る。)  
(2) 所得金額を証明する書類

上記の連帯保証人の変更申請については、承認します。

年 月 日

土木事務所長  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者) 印

第8号様式(第15条関係)

(昭51規則53・昭52規則42・昭57規則41・平3規則14・平10規則5・平19規則17・平20規則7・一部改正)

連帯保証人住所変更届

年 月 日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

団地 棟 号  
入居者氏名 印

下記のとおり連帯保証人の住所が変更しましたので届け出ます。

記

氏名	住 所	
	変更前	変更後

備考 変更を証明する書類を添付してください。

第9号様式(第16条関係)

(昭51規則53・昭57規則41・平3規則14・平10規則5・平19規則17・平20規則7・平26規則30・一部改正)

府営住宅等入居延期届

年 月 日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

住所	印

氏名	
----	--

年月日付で決定通知を受けた府営住宅等の入居については、指定された入居日から15日以内に入居することができないので下記のとおり届け出ます。

記

府営住宅等の所在地			
都道	橋	住宅番号	棟号
入居の指定日	年月日		
入居の予定日	年月日		
理由			

第10号様式(第17条関係)

(平10規則5・追加、平19規則17・平19規則42・平20規則7・平26規則30・一部改正)

府営住宅等同居承認申請書

年月日

土木事務所長 様

(市町村長)

(京都府住宅供給公社理事長)

(指定管理者)

団地棟号

入居者氏名

下記により府営住宅等に同居させたいので、この申請書の記載内容が事実に相違するときは、申請を無効とされても異議のないこと及び同居させようとする者が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、申請します。

また、同居の可否についての関係機関への照会に同意します。

記

同居させようとする者	ふりがな氏名	入居者との続柄	性別	生年月日 (年齢)	職業	所得金額	現住所
				年月日生 (歳)		円	
				年月日生 (歳)			
同居させようとする理由							
同居させようとする期間	年月日から年月日まで						

備考 入居者との続柄及び所得金額を証明する書類を添付してください。

第11号様式(第18条関係)

(平10規則5・追加、平19規則17・平19規則42・平20規則7・平26規則30・一部改正)

府営住宅等同居届

年月日

土木事務所長 様

(市町村長)

(京都府住宅供給公社理事長)

(指定管理者)

団地棟号  
印

入居者氏名

下記により府営住宅等に同居させることとなつたので、この届の記載内容が事実に相違するときは、届出を無効とされても異議のないこと及び同居させることとなつた者が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、届け出ます。

また、同居の可否についての関係機関への照会に同意します。

記

同居させようとした者	ふりがな氏名	入居者との続柄	性別	生年月日 (年齢)	勤務先 名称	所在地	所得金額
				年月日生 (歳)			円
				年月日生 (歳)			
同居させようととした理由							出生 婦 娼 葵子婦組
同居させようととした日							年月日

備考 1 同居させることとなつた理由の欄については、該当する事項を○で囲んでください。

2 同居させることとなつた理由、入居者との続柄及び所得金額を証明する書類を添付してください。

第12号様式(第19条関係)

(昭51規則53・昭52規則42・昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号様式継下・一部改正、平19規則17・平19規則42・平20規則7・平26規則30・一部改正)

府営住宅等維持居住申出書

年月日

土木事務所長 様

(市町村長)

(京都府住宅供給公社理事長)

(指定管理者)

団地棟号  
印

申出者氏名

下記により府営住宅等に引き続き居住したいので、この申出書の記載内容が事実に相違するときは、申出を無効とされても異議のないこと並びに申出者及び現に同居している者が現在暴力団員ではなく、今後も暴力団員とならないことを誓約し、申し出ます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。

記

前入居者氏名	前入居者との続柄			性別	生年月日 (年齢)	年月日生 (歳)	所得金額	円
維持居住をしようとする者								
	職業				勤務先の名称及び所在地	電話		
	同居 職業							
	姓族				性別	生年月日 (年齢)	勤務先 名称	所得 金額
							所在地	

			年月日生 (歳)			円
			年月日生 (歳)			
			年月日生 (歳)			
			年月日生 (歳)			
新規居住をしようとする理由						

- 備考 1 自家営業を行う同居親族にあつては、勤務先の欄には、職業を記入してください。  
 2 前入居者との続柄、同居親族並びに申出者及び同居親族の全員についての所得金額を証明する書類を添付してください。  
 3 現在入居している府営住宅等が入居期限付き住宅の場合は、契約手続等が必要となります。また、この場合の入居決定の有効期間は、前入居者が入居決定を受けた有効期間の残りの期間となります。

第12号の2様式 (第19条の5関係)  
(平26規則30・追加)

期限付き入居決定に関する説明書

番号  
年月日

様

土木事務所長  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者) 印

下記の入居期限付き住宅に係る入居決定に当たり、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第17条の2第3項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。

- 1 入居期限付き住宅に係る入居決定は、その更新がなく、京都府府営住宅条例第17条の2第5項の規定により入居期限付き住宅に入居することができますこととされた期間以下「有効期間」といいます。)の満了によって、その効力が失われますので、下記の有効期間の満了する日までに下記の入居期限付き住宅を明け渡さなければなりません。
- 2 有効期間は、これを変更することができません。ただし、入居者から有効期間の満了前に明け渡す旨の申出をしたときは、この限りではありません。
- 3 有効期間の満了に伴う転居費用は、入居者の負担となります。

記

入居決定を予定している入居期限付き住 宅	住宅名 所在地	地 塊 號
有効期間	入居の指定日から 年 月 日まで	

第12号の3様式 (第19条の6関係)

(平26規則30・追加)

期限付き入居決定に関する説明を受けた旨の確認書

年 月 日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

氏名 印

下記の入居期限付き住宅に係る入居決定に当たり、次の事項について説明を受けましたので、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第17条の2第3項の規定により、この確認書を提出します。

- 1 入居期限付き住宅に係る入居決定は、その更新がなく、京都府府営住宅条例第17条の2第5項の規定により入居期限付き住宅に入居することができますこととされた期間以下「有効期間」という。)の満了によって、その効力が失われることから、下記の有効期間の満了する日までに下記の入居期限付き住宅を明け渡さなければなりません。
- 2 有効期間は、これを変更することができない。ただし、入居者から有効期間の満了前に明け渡す旨の申出をしたときは、この限りではありません。
- 3 有効期間の満了に伴う転居費用は、入居者の負担であること。

記

入居決定を予定している入居期限付き住 宅	住宅名 所在地	地 塊 號 号
有効期間	入居の指定日から 年 月 日まで	

第12号の4様式 (第19条の7関係)

(平26規則30・追加)

期限付き入居決定に係る有効期間満了通知書

番号  
年 月 日

様

土木事務所長  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者) 印

京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第17条の2第10項の規定により、あなたが入居し

ている下記の入居期限付き住宅に係る入居決定について、下記の有効期間の満了する日をもつて有効期間が満了し、その効力が失われますので、当該有効期間の満了する日までに住宅を明け渡してください。

なお、同条第12項の規定により、条件を満たせば新たな期限付き入居決定により、当該住宅に引き続き居住することができる場合があります。

記

現在入居している入居期限付き住宅	住宅名	団地 標 号
	所在地	
有効期間の満了する日	年 月 日	
継続居住のための条件	資格要件	
	入居することができる期間	
	その他	

第12号の5様式（第19条の8関係）

（平26規則30・追加）

期限付き入居決定に係る有効期間満了に伴う継続居住申出書

年 月 日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)

申出者氏名 印

この度、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第17条の2第10項の規定により入居期限付き住宅に係る有効期間満了の通知を受けたところですが、下記により府営住宅等に引き続き居住したいので、同条第12項の規定により申し出ます。

なお、継続居住の条件を具備しないとき又はこの申出書の記載内容が事実に相違するときは、申出を無効とされても異議のないこと並びに申出者及び現に同居している者が現在暴力団員ではなく、今後も暴力団員となるならないことを誓約します。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。

記

現在入居している入居期限付 き住宅	住宅名	団地 標 号				
	所在地					
有効期間の満了する日	年 月 日					
継続居住 をし ようと する者	氏名	性別	生年月 日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	所得金 額	円
	職業	勤務先の名称及び 所在地		電話		
同居親 族	氏名	性別	生年月日 (年齢)	勤務先 名称	所得金 額	円
			年 月 日生 (歳)	所在地		

		年 月 日生 (歳)		
		年 月 日生 (歳)		
		年 月 日生 (歳)		

備考 1 自家営業を行う同居親族にあつては、勤務先の欄には、職業を記入してください。

2 申出者及び同居親族の全員について、所得金額を証明する書類を添付してください。

3 入居決定に当たり、入居期限付き住宅に係る契約手帳等が必要となります。

第12号の6様式（第21条の4関係）

（平12規則2・追加、平19規則17・一部改正、平26規則30・旧第12号の2様式継下・一部  
改正）

特定公共賃 貸府営住宅 家賃減額申 請書	受付印	処理欄
土木事 務 所 長 様	京都府府 営住宅条例 施行規則昭 和42年京都 府規則第13 号)第21条 の4の規定 により、次 のとおり申 請します。	
年 月 日	住所 入居者氏 名 印/電話番 号( )	

1 入居者及び同居者について

ふりがな 氏名	性別	生年月日 (歳)	経済 状況	職業	勤務先名 称及び電 話番号	所得金額	医療 扶助	備考
男・女	(歳)	本人		( )	一	円		
男・女	(歳)			( )	一			

	男・女	( 婦 )		( ) 一				
	男・女	( 婦 )		( ) 一				
	男・女	( 婦 )		( ) 一				
	男・女	( 婦 )		( ) 一				
	男・女	( 婦 )		( ) 一				

2 別居の控除対象配偶者又は別居の扶養親族について

ふりがな 氏名	性別	生年月日 ( 婦 )	経済	この人の配偶 者又は扶 養者の氏名	控除	備考	
	男・女	( 婦 )					
	男・女	( 婦 )					
	男・女	( 婦 )					

第13号様式 (第22条関係)

(平10規則5・追加、平24規則38・平26規則30・一部改正)  
収入申告書

土木事務所長 様

連絡							
京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第19条第1項の規定により、必要費額を添えて、次の とおり申告します。						受印	処理場
年 月 日							
団地 横 号							
入居者氏名 印/電話番号( )							

1 入居者及び同居者について

ふりがな 氏名	性別	生年月日 ( 婦 )	経済	職業	勤務先名 称及び電 話番号	所得金額	控除	備考
	男・女	( 婦 )	木人		( ) 一	円		
	男・女	( 婦 )			( ) 一			
	男・女	( 婦 )			( ) 一			
	男・女	( 婦 )			( ) 一			
	男・女	( 婦 )			( ) 一			
	男・女	( 婦 )			( ) 一			
	男・女	( 婦 )			( ) 一			

2 別居の控除対象配偶者又は別居の扶養親族について

ふりがな 氏名	性別	生年月日 ( 婦 )	経済	この人の配偶 者又は扶養者 の氏名	控除	備考
	男・女	( 婦 )				
	男・女	( 婦 )				

男・女	( 婦 )					
-----	-------	--	--	--	--	--

3 京都府府営住宅条例第7条第2項各号に該当する場合における当該該当する事由

--

第14号様式 (第22条関係)

(平10規則5・追加、平26規則30・一部改正)

収入認定通知書

年 月 日

団地 横 号

様

土木事務所長

印

先に提出していただいた収入申告書によりあなたの収入を下記のとおり認定しましたので、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第19条第2項の規定により通知します。

なお、認定された収入に基づき、家賃月額は下記のとおりとなります。

おつて、この認定について意見があるときは、収入認定意見申出書にその内容を証する書類を添付して、この通知書を受け取った日から30日以内に申し出てください。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得金額の合計 円	控除額合計 円	認定した収入 円	家賃月額 円	適用開始年月 年 月

収入額	収入認定に当たり所得金額を合計した者	所得金額
		円

第15号様式 (第23条関係)

(昭56規則123・追加、昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の4様式継承・一部改正)

収入認定意見申出書

年 月 日

土木事務所長 様

印

(入居者氏名)

印

先に収入の認定通知を受けましたが、この認定について下記のとおり意見がありますので、その内容を証する書類を添えて申し出ます。

記

1 意見の趣旨

1	私又は同居親族の収入に関する事。
2	各種の世帯問題に関する事。

3	同居親族・扶養親族の増加・減少に関すること。
4	その他

(該当する番号に「○」を付けてください。)

## 2 意見の内容

### 第16号様式 (第23条関係)

(平10規則5・追加、平26規則30・一部改正)

収入認定更正通知書

年 月 日

団地 棟 号  
様

土木事務所長 印

先に通知しました収入の認定についてあなたの意見申出を審査した結果、認定を下記のとおり更正しましたので通知します。

記

認定年度	年度
所得金額の合計 円	控除額合計 円 認定した収入 円 家賃月額 円 適用開始年月 年.月

結果	収入認定に当たり所得金額を合計した者	所得金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

### 第17号様式 (第23条関係)

(昭56規則23・追加、昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の6様式線下・一部改正)

収入認定審査通知書

番 号  
年 月 日

団地 棟 号  
様

土木事務所長 印

先に通知しました収入の認定について、あなたの意見の申出を審査した結果、下記の理由により、認定を更正する必要がないと認めますので通知します。

記

理由

### 第18号様式 (第24条、第33条関係)

(昭56規則23・追加、昭57規則41・昭58規則3・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の10様式線下・一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅等明渡請求書

番 号  
年 月 日

団地 棟 号

様

土木事務所長

(市町村長)

印

(京都府住宅供給公社理事長)

(指定管理者)

京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)	第22条第1項 第41条第1項 第45条第1項	の規定によ
---------------------------	-------------------------------	-------

り、下記の期日までに府営住宅等を明渡すよう請求します。

記

- 1 明渡期限
- 2 請求の理由

年 月 日

### 第19号様式 (第24条関係)

(昭57規則41・昭58規則3・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の11様式線下・一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅明渡期限延長申出書

年 月 日

土木事務所長 様

(市町村長)

(京都府住宅供給公社理事長)

年 月 日

団地 棟 号

(入居者氏名)

私は、府営住宅の明渡請求を受けましたが、下記のとおり明渡期限の延長を申し出ます。

記

- 1 明渡延长期限 年 月 日 (指定明渡期限 年 月 日)
- 2 申出の理由

### 第20号様式 (第24条関係)

(昭56規則23・追加、昭57規則41・昭58規則3・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の12様式線下・一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅明渡期限延長承認通知書

年 月 日

団地 棟 号

土木事務所長

(市町村長)

(京都府住宅供給公社理事長)

印

年 月 日 付けで申出のあつた府営住宅の明渡期限の延長については、京都府府営住宅

条例(昭和42年京都府条例第10号)第22条第3項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記  
延長後の明渡期限 年 月 日

第21号様式 (第24条関係)

(昭57規則41・昭58規則3・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の18様式線下、一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅明渡期限延長不承認通知書

番 号  
年 月 日

団地 棟 号  
様

土木事務所長  
(市町村長)

(京都府住宅供給公社理事長) 印

年 月 日付で申出のあつた府営住宅の明渡期限の延長については、下記の理由により承認できませんので通知します。

これにより、先に請求した明渡期限までに府営住宅を明け渡すよう改めて請求します。

記

理由

第22号様式 (第25条関係)

(昭56規則23・追加、昭57規則41・昭58規則3・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第10号の14様式線下、一部改正、平19規則17・平20規則7・平26規則30・一部改正)

住宅あつせん等申出書

年 月 日

土木事務所長 様  
(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)

団地 棟 号  
印

入居者氏名

世帯の状況	氏名	姓別	生年月日 (年齢)	転居先		所得金額
				名称	所在地	
	本人		年 月 日生 (歳)	電話		円
			年 月 日生 (歳)			
			年 月 日生 (歳)			
			年 月 日生 (歳)			
			年 月 日生 (歳)			
			年 月 日生 (歳)			

			年 月 日生 (歳)			
			年 月 日生 (歳)			
計 名					円	

上記のとおり収入が超過しているので、府営住宅を明け渡すよう努めていますが、移転先について次のとおり住宅のあつせん等を申し出ます。

(1) 貸貸住宅又は分譲住宅

団地名	第1希望	第2希望
住宅		
家賃又は分譲価格	円から	円まで
型式		

(2) 住宅取得資金融資

融資資金の取扱い規則	高賃額
	円

第23号様式 (第26条、第38条関係)

(昭51規則53・昭52規則42・昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第11号様式線下、一部改正、平12規則2・一部改正)

家賃減免申請書

年 月 日

土木事務所長 様

年 月 日

団地 棟 号  
印

入居者氏名

下記により家賃の減額(免除)を申請します。

記

理由	
減額免除希望期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 不用の文字を抹消してください。

## 第24号様式(第27条関係)

(昭51規則53・昭52規則42・昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第12号様式線下・一部改正、平12規則2・一部改正)

家賃(敷金)徴収猶予申請書

年月日

土木事務所長様

入居者氏名  
団地棟号印

下記により家賃(敷金)の徴収の猶予を申請します。

記

家賃(敷金)額	円		
徴収猶予を希望する金額			
	家賃	年月分から	円敷金 円
		年月分まで	
徴収猶予を希望する期間及び納付方法			
理由			

備考 不用の文字を抹消してください。

## 第25号様式(第28条関係)

(平10規則5・追加、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅等長期不在届

年月日

土木事務所長様

(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)入居者氏名  
団地棟号印

下記により府営住宅等に居住しませんので、届け出ます。

記

居住しない期間	
居住しない理由	
この期間の連絡先	

## 第26号様式(第30条関係)

(昭51規則53・昭52規則42・昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第15号様式線下・一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅等併用承認申請書

年月日

土木事務所長様

(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)入居者氏名  
団地棟号印

下記により府営住宅等の一部を他の用途に併用したいので申請します。

記

用途			平方メートル	府営住宅等全体に対する面積の割合	%
併用面積			ル		
併用期間	年月日から 年月日まで				
理由					

備考 用途変更する部分の図面を添付してください。

## 第27号様式(第31条関係)

(昭51規則53・昭52規則42・昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第16号様式線下・一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅等模様替え(改築・増築)承認申請書

年月日

土木事務所長様

(市町村長)  
(京都府住宅供給公社理事長)  
(指定管理者)入居者氏名  
団地棟号印

下記により模様替え(改築・増築)したいので申請します。

記

模様替え箇所、増築部分の名称	
----------------	--

複数替え(改築、増築)する理由			
複数替え(改築、増築)部分の面積、箇所及び構造	施工概要概算	円	
施工予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
府営住宅等に入居した年月日	年 月 日		
同居者の人員			
従前に承認された複数替え(改築、増築)の箇所			

- 備考 1 不用の文字を抹消してください。  
 2 複数替え、改築及び増築の構造は、詳細に記入してください。  
 3 この申請書には、次の図面を添付してください。  
 (1) 平面図  
 (2) 立面図  
 (3) 住宅の配置図(道路及び隣家との間隔を記入したもの)  
 4 この申請書及び添付図面は、2部提出してください。

第28号様式(第32条関係)  
 (昭51規則53、昭52規則42、昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第17号様式継下、一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅等明渡届

年 月 日

土木事務所長 様  
 ( 市町村長 )  
 (京都府住宅供給公社理事長)  
 (指定管理者)

団地 株 号  
 入居者氏名 印

下記により府営住宅等を明け渡したいので届け出ます。  
 記

明け渡そうとする年月日	年 月 日
移転先	
明渡し理由	

--	--

第29号様式(第34条関係)

(昭51規則53、昭52規則42、昭57規則41・平3規則14・一部改正、平10規則5・旧第18号様式継下、一部改正、平19規則17・平20規則7・一部改正)

府営住宅等集会所使用承認申請書

使用日時	午	前	時から
	後		
年 月 日	午	前	時まで
	後		
使用目的			
使用予定人員			
使用責任者住所氏名	住所		
	氏名		

上記のとおり 団地府営住宅等集会所を使用したいので申請します。

年 月 日  
 土木事務所長 様  
 ( 市町村長 )  
 (京都府住宅供給公社理事長)  
 (指定管理者)

住所 氏名 印  
 申込者

第29号の2様式(第36条の2関係)

(平19規則17・追加)

駐車場使用申込書

土木事務所長 様

市町村長  
京都府住宅供給公社理事長

下記のとおり駐車場の使用を申し込みます。

なお、使用に当たり京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)、京都府営住宅条例施行規則(昭和42年京都府規則第13号)及びこれらに基づく指示を遵守します。

記

申込日		年　月　日	
申込駐車場		駐車場	
申込者	住居	団地 棟　号	
	番号	印	
	ふりがな 氏名		
	連絡先		
ふりがな 入居名義人氏名			
駐車しようとする自動車	自動車登録番号		
	その他	別添自動車検査登録のとおり	

注 新たに自動車を取得する場合で申し込み時に自動車検査証の写しを添付できないときは、その取得を証明できる書類の写し及び車体の大きさを確認できる書類の写しを添付し、後日自動車検査証の写しを提出してください。

第29号の3様式(第36条の3関係)  
(平19規則17・追加)

駐車場使用決定通知書

番　年　月　号　日

団地  
棟　号  
様

土木事務所長  
市町村長  
京都府住宅供給公社理事長　印

駐車場の使用者として下記のとおり決定しましたので通知します。

記

使用決定した駐車場・区画		駐車場　区画	
駐車車両	車名		
	自動車登録番号		

大きさ
使用料(月額)
保証金
駐車場使用開始日

条件 1 駐車場使用開始日から15日以内に使用を開始しないとき又は納期限までに保証金を納入しないときは、使用の決定を取り消すことがあります。

2 貨換等により、駐車車両を変更したときは、速やかに届けてください。

第29号の4様式(第36条の5関係)

(平19規則17・追加)

府営住宅駐車場明渡請求書

番　年　月　号　日

団地　棟　号　様

土木事務所長

市町村長

京都府住宅供給公社理事長　印

京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第44条の6第1項の規定により、下記の期日までに府営住宅駐車場(　団地第　駐車場　区画)を明け渡すよう請求します。

記

1 明渡期限　年　月　日

2 請求の理由

第30号様式(第35条関係)

(昭51規則53・一部改正、平10規則5・旧第19号様式線下・一部改正、平26規則30・一部改正)

(表)

第　号	府営住宅等立入検査証
(有効期間 年　月　日から 年　月　日まで)	
所轄	
職名	
氏名	

上記の者は、京都府の府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第16条の規定により、府営住宅等の検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

京都府知事

印

(裏)

京都府の府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第16条の規定による検査結果

立入検査

- 第16条 知事は、府営住宅等の管理上必要があると認めるときは、その指定した者に府営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。  
2 前項に規定する知事が検査した者は、同項の検査を行うため現に入居者が居住している府営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ当該入居者(入居者が不在のときは、同居者)の承諾を受けなければならない。  
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第31号様式(第37条関係)

(平10規則5・追加、平24規則38・一部改正)

公営住宅建替事業に係る建替後住宅入居申出書

年 月 日

土木事務所長 様

住所

入居者

氏名

印

下記のとおり公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に入居したいので、申し出ます。

記

1 希望する団地 団地(型別 )

2 入居者氏名等

氏名	姓	生年月日	職業
本人			

3 同居者に異動がある場合は、その同居者の氏名と異動理由

第32号様式(第39条関係)

(平10規則5・追加)

府営住宅使用許可申請書

年 月 日

京都府知事 様

住所

申請者

名称

印

下記のとおり府営住宅を使用したいので申請します。

記

- 1 使用しようとする府営住宅
- 2 使用目的又は用途
- 3 使用希望期間
- 4 その他必要な事項
- 5 添付書類

○京都府府営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱

昭和54年9月25日  
京都府告示第637号

〔京都府府営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱〕を次のように定める。

京都府府営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱  
(平10告示230・平12告示189・改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号。以下「条例」という。)第28条及び第31条並びに京都府府営住宅条例施行規則(昭和42年京都府規則第13号。以下「規則」という。)第26条及び第27条の規定による家賃の減免及び家賃又は敷金の徴収猶予に関する必要な事項を定めるものとする。  
(昭58告示245・平10告示230・一部改正)

(減免理由)

第2条 土木事務所の長(以下「所長」という。)は、条例第19条第1項の規定により収入の申告をした入居者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、条例第28条の規定により家賃を減額することができるものとする。

(1) 次に掲げる理由により、6月を超えて、家賃の全額を支払うことが困難であると認められる場合

- ア 入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。
- イ 入居者又は同居者の疾病により、多額の支出を必要とするとき。
- ウ 災害により著しい損害を受けたとき。
- エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護世帯(以下「被保護世帯」という。)であつて、家賃の月額が同法による住宅扶助相当額を上回るとき。

オ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)の規定に基づく支援給付を受けている世帯(以下「支援給付世帯」という。)であつて、家賃の月額が同法による住宅支援給付相当額を上回るとき。

カ その他アからオまでに準じる特別の事情があるとき。

(2) 入居者又は同居者が、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第33条に規定する給付制限を受ける場合

2 所長は、前項第1号又は第2号に該当する場合であつて、疾病による入院治療のため生活保護法による住宅扶助相当額又は中国残留邦人等支援法による住宅支援給付相当額の支給を停止されたときその他これに準じる理由があるときは、条例第28条の規定により家賃を免除することができるものとする。

(昭57告示662・昭58告示245・昭60告示215・平5告示230・平10告示230・平20告示463・平26告示545・一部改正)

(減免額)

第3条 家賃の減額は、収入が8万9,200円以下の者に対し、次に掲げる表の左欄の区分に応じ右欄の割合を家賃の月額に乘じて算出した額とする。

収入額	減額割合
6万1,200円を超え、8万9,200円以下	10分の1
4万3,800円を超え、6万1,200円以下	10分の3.5
4万3,800円以下	10分の6

2 前項の収入とは、所得税法(昭和40年法律第33号)上課税対象となる収入及び非課税所得とされている年金、給付金等の収入(前項第1項第1号イ又はウに該当する者にあつては、当該疾病によ

り支出した額又は災害により損害を受けた額を控除した額)を基礎とし、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号の規定に準じて算出したものをいう。

3 次の各号に掲げる者は、第1項の規定にかかるらず、家賃と当該各号に掲げる額の差額を減額する。

- (1) 第2条第1項第1号エに該当する者 住宅扶助相当額
- (2) 第2条第1項第1号オに該当する者 住宅支援給付相当額

4 第1項又は第3項の規定による減額後の家賃の月額が5,000円未満となる場合は5,000円とし、前各項により算出した減免後の家賃の月額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。  
(昭58告示245・昭60告示215・平5告示230・平10告示230・平20告示463・一部改正)

(減免期間)

第4条 家賃の減免期間は、第2条第1項第2号の規定により家賃を減額する場合を除き、第6条の規定による承認の日の属する月から12月以内において所長の定める期間とする。ただし、所長は、必要と認めるときは、申請によりその期間を更新することができる。

2 第2条第1項第2号の規定により家賃を減額する場合にあつては、家賃の減免期間は、第6条の規定による承認の日の属する月から同号に規定する給付制限の期間内において所長の定める期間とする。  
(昭58告示245・平5告示230・平10告示230・一部改正)

(減免申請)

第5条 家賃の減免を受けようとする者は、家賃減免申請書(規則別記第23号様式)に入居者及び同居者の住民票並びに収入の額を証明する書類(入居者が条例第19条第1項の規定により収入の申告をしている場合において、当該申告により当該入居者の収入の額が証明されている場合を除く。)のほか、次に掲げる書類を添えて所長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号イに該当する者については、疾病者に係る医師の診断書並びに疾病により支出した費用及び今後必要となる費用の月割額を証明する書類
- (2) 第2条第1項第1号ウに該当する者については、災害により被った損害を証明する書類
- (3) 第2条第1項第1号エに該当する者については、住宅扶助額を証明する書類
- (4) 第2条第1項第1号オに該当する者については、住宅支援給付額を証明する書類
- (5) 第2条第1項第1号カに該当する者については、所長が必要と認める書類
- (6) 第2条第1項第2号に該当する者については、雇用保険受給資格者証の写し

2 前項の収入の額を証明する書類とは、課税対象となる収入にあつては、申請の日の属する月の直前1年間の収入の額を証明する書類(就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当な理由(以下「変更理由」という。)がある場合は、変更理由の生じた日の属する月の翌月から申請の日に属する月の前日までの収入の額を証明する書類)又は市町村長(京都市にあつては区の長)の発行する収入の額を証明する書類とし、非課税所得とされている年金、給付金等の収入にあつては、それらの収入の額を証明する書類とする。

(昭58告示245・昭60告示215・平5告示230・平10告示230・平12告示189・平20告示463・一部改正)

(減免承認)

第6条 所長は、前条による申請のあつた場合は、提出書類の審査及び実態調査を行い、必要と認める者について家賃の減免を決定し、当該申請者に対し家賃減免承認通知書(別記第1号様式)により通知するものとする。  
(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

(徴収猶予理由)

第7条 条例第31条の規定による家賃又は敷金の徴収猶予ができる場合は、第2条第1項第1号に掲げる理由により、家賃又は敷金の全額を支払うことが困難であつて、6月以内に支払能力が回復す

ると認められる場合とする。

(昭58告示245・昭60告示215・平10告示230・一部改正)

#### (徴収猶予額)

第8条 家賃の徴収猶予額は、第3条第1項又は第3項に準じて算出した額の範囲内において所長が必要と認める額とする。

2 敷金の徴収猶予額は、所長が必要と認める額とする。ただし、被保護世帯にあつては敷金と住宅扶助月額に3を乗じて得た額との差額、支援給付世帯にあつては敷金と住宅支援給付月額に3を乗じて得た額との差額を猶予することができるものとする。

(昭58告示245・平10告示230・平20告示463・一部改正)

#### (徴収猶予期間)

第9条 家賃又は敷金の徴収猶予期間は、承認の日の属する月から6月以内で、所長の定める期間とする。ただし、所長は、必要と認めるときは、申請により6月以内に限りその期間を更新できるものとする。

2 徴収猶予期間は、被保護世帯にあつては被保護世帯でなくなるまでの期間、支援給付世帯にあつては支援給付世帯でなくなるまでの期間とする。

(昭58告示245・平10告示230・平20告示463・一部改正)

#### (徴収猶予申請)

第10条 家賃又は敷金の徴収猶予を受けようとする者は、家賃(敷金)徴収猶予申請書(別記別記第24号様式)に規定する書類を添えて、所長に申請しなければならない。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### (徴収猶予承認)

第11条 所長は、前条の申請があつた場合は、提出書類の審査及び実態調査を行い、必要と認める者について家賃又は敷金の徴収猶予を決定し、当該申請者に対し家賃(敷金)徴収猶予承認通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### (減免又は徴収猶予の不承認)

第12条 所長は、第5条又は第10条に規定する申請があつた場合において減免又は徴収猶予を行う必要がないと決定したときは、家賃減免不承認通知書(別記第3号様式)又は家賃(敷金)徴収猶予不承認通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### (届出の義務)

第13条 減免又は徴収猶予の承認を受けている者又は申請中の者が、第2条又は第7条に定める事由に該当しなかつたときは、速やく所長に家賃(敷金)減免(徴収猶予)事由消滅届(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### (減免又は徴収猶予の取消し)

第14条 所長は、第6条又は第11条の承認を受けている者が虚偽の申請をしていることが判明したときは、当該承認を取り消すものとする。

2 所長は、第6条又は第11条の承認を受けている者から前条の届出があつたときは、当該届出事由の発生した日の属する月の翌月から取り消すものとする。同条の届出のない場合において、第2条又は第7条に定める事由に該当しないことが判明したときもまた同様とする。

3 所長は、前2項の処分をしたときは、家賃(敷金)減免(徴収猶予)取消通知書(別記第6号様

式)により、第6条又は第11条の承認を受けている者に通知するものとする。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### (期間の終了通知)

第15条 所長は、第6条又は第11条の承認を受けている者に対し、減免又は徴収猶予の期間の終了を、その日の30日前までに、家賃(敷金)減免(徴収猶予)期間終了通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、家賃の減免及び家賃又は敷金の徴収猶予に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭58告示245・平10告示230・平12告示189・一部改正)

#### 附 則

- 1 この告示は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に家賃の減免又は家賃若しくは敷金の徴収猶予の承認を受けている者については、昭和55年9月30までに限り、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則(昭和57年告示第662号)

この告示は、昭和57年9月1日から施行する。

#### 附 則(昭和58年告示第245号)

この告示は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和60年告示第215号)

- 1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前の京都府営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第1項の規定は、この告示施行の際現に家賃の減免の承認を受けている者について、この告示の施行の日以後にこの告示による改正後の京都府営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱(以下「新要綱」という。)第5条第1項の規定により減免の申請をし、承認を受けた場合を除き、現に承認を受けている減免期間に限り、なお効力を有する。この場合において、旧要綱第3条第1項中「家賃額」とあるのは、「京都府営住宅の家賃に関する規程の一部を改正する告示(昭和60年京都府告示第214号)による改正前の京都府営住宅の家賃に関する規程の規定による家賃額」とする。
- 3 新要綱第3条第1項の規定による家賃の減額を受けようとする者に係る新要綱第4条及び第9条の規定の適用については、減額の申請が昭和60年6月30日までにあつた場合に限り、新要綱第4条中「第6条の規定による承認の日の属する月」とあるのは「昭和60年4月と当該減免に係る理由の生じた月とのいずれか遅い月」と、新要綱第9条中「承認の日の属する月」とあるのは「昭和60年4月と当該徴収猶予に係る理由の生じた月とのいずれか遅い月」とする。

#### 附 則(平成5年告示第290号)

##### (施行期日)

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この告示による改正前の京都府営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第1項の規定は、この告示施行の際現に家賃の減免の承認を受けている者について、この告示の施行の日以後にこの告示による改正後の京都府営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱(以下「新要綱」という。)第5条第1項の規定により減免の申請をし、承認を受けた場合

を除き、現に承認を受けている減免期間に限り、なお効力を有する。この場合において、旧要綱第3条第1項中「家賃額」とあるのは、「京都府府営住宅の家賃に関する規程の一部を改正する告示(平成5年京都府告示第229号)による改正前の京都府府営住宅の家賃に関する規程(昭和64年京都府告示第636号)の規定による家賃の月額」とする。

新要綱第3条第1項の規定による家賃の減額を受けようとする者に係る新要綱第4条及び第9条の規定の適用については、減額の申請が平成5年6月30日までにあった場合に限り、新要綱第4条第1項及び第2項中「第6条の規定による承認の日の属する月」とあるのは「平成5年4月と当該減免に係る理由の生じた月とのいずれか遅い月」と、新要綱第9条中「承認の日の属する月」とあるのは「平成5年4月と当該微収猶予に係る理由の生じた月とのいずれか遅い月」とする。

#### 附 則 (平成10年告示第230号)

- この告示は、平成10年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の京都府府営住宅家賃等の減免及び微収猶予取扱要綱(以下「新要綱」という。)第3条第1項又は第3項の規定による家賃の減額を受けようとする者に係る新要綱第4条及び第9条の規定の適用については、減額の申請が平成10年6月30日までにあった場合に限り、新要綱第4条第1項及び第2項中「第6条の規定による承認の日の属する月」とあるのは「平成10年4月と当該減免に係る理由の生じた月とのいずれか遅い月」と、新要綱第9条中「承認の日の属する月」とあるのは「平成10年4月と当該微収猶予に係る理由の生じた月とのいずれか遅い月」とする。

#### 附 則 (平成12年告示第189号)

この告示は、平成12年3月28日から施行する。

#### 附 則 (平成20年告示第463号)

この告示は、平成20年10月24日から施行する。

#### 改正文 (平成23年告示第111号) 抄

平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年告示第545号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

#### 別記第1号様式 (第6条関係)

(昭57告示662・一部改正、昭58告示245・旧別記第1号様式線下・一部改正、平5告示230・一部改正、平10告示230・旧第1号の2様式線上・一部改正、平12告示189・平23告示111・一部改正)

番 号  
年 月 日

団地 横 号  
入居者 様

土木事務所長

印

#### 家賃減免承認通知書

先に申請のあった家賃(割増賃料)の減額(免除)については、下記のとおり減額(免除)することに決定したので通知します。

記

1 現在の家賃の額	円
2 減額する家賃の額	円
3 減額免除の期間	年 月 日から

年 月 日まで

備考 家賃減免の事由に該当しなくなつたときは、速やかに届け出ください。

#### 第2号様式 (第11条関係)

(昭57告示662・一部改正、昭58告示245・旧第2号様式線下・一部改正、平5告示230・一部改正、平10告示230・旧第2号の2様式線上・一部改正、平12告示189・平23告示111・一部改正)

番 号  
年 月 日

団地 横 号  
入居者 様

土木事務所長 印

#### 家賃(敷金)微収猶予承認通知書

先に申請のあった家賃(敷金)の微収猶予については、下記のとおり微収猶予することに決定したので通知します。

記

1 家賃(敷金)	円
2 微収猶予額	円
3	微収猶予後の家賃(敷金)額
4 微収猶予の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	微収猶予期間後の納付方法

備考 家賃(敷金)微収猶予の事由に該当しなくなつたときは、速やかに届け出ください。

#### 第3号様式 (第12条関係)

(昭57告示662・昭58告示245・平5告示230・平10告示230・平12告示189・一部改正)

番 号  
年 月 日

団地 横 号  
入居者 様

土木事務所長 印

#### 家賃減免不承認通知書

年 月 日付けで申請の家賃の減額(免除)については、下記の理由により承認しないことに決定したので通知します。

記

#### 第4号様式 (第12条関係)

(昭57告示662・昭58告示245・平5告示230・平10告示230・平12告示189・一部改正)

番 号  
年 月 日

団地 横 号

入居者 様

土木事務所長 印

家賃(敷金)徴収猶予不承認通知書

年 月 日付けで申請の家賃(敷金)の徴収猶予について、下記の理由により承認しないことに決定したので通知します。

記

第5号様式 (第13条関係)

(昭57告示662・昭58告示245・平5告示230・平10告示230・平12告示189・一部改正)

年 月 日

土木事務所長 様

団地 棟 号

入居者氏名 印

家賃(敷金)減免(徴収猶予)事由消滅届

下記により家賃(敷金)減免(徴収猶予)の事由に該当しなくなつたので届け出ます。

記

1 承認番号、年月日	第 号 年 月 日
2. 該当事由消滅年月日	年 月 日
3. 取消理由	

第6号様式 (第14条関係)

(昭57告示662・昭58告示245・平5告示230・平10告示230・平12告示189・一部改正)

番 号

年 月 日

入居者 様

土木事務所長 印

家賃(敷金)減免(徴収猶予)取消通知書

年 月 日付け 第 号で行った家賃(敷金)減免(徴収猶予)承認を、下記のとおり取り消すので通知します。

記

1. 取消年月日	年 月 日
2.	取消後の家賃(敷金)額 円
3. 取消理由	

第7号様式 (第15条関係)

(昭57告示662・昭58告示245・平5告示230・平10告示230・平12告示189・一部改正)

番 号

年 月 日

入居者 様

土木事務所長 印

家賃(敷金)減免(徴収猶予)期間終了通知書

年 月 日付け 第 号で承認した家賃(敷金)減免(徴収猶予)の期間が、下記のとおり

終了するので通知します。

なお、引き続き家賃(敷金)の减免(徴収猶予)が必要な場合は、期間終了15日前までに、申請手続をしてください。

記

1. 本認期間終了日	年 月 日
2.	期間終了後の家賃(敷金)額 円